

平成30年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

平成30年7月12日 13:30~17:00
高知共済会館4階会議室「浜木綿」

- 1 開会 (13:30~)
地域農業推進課長挨拶

- 2 議事
 - (1) 産地パワーアップ事業について (13:35~)
内容説明：産地・流通支援課

 - (2) 多面的機能支払交付金について (14:15~)
内容説明：地域農業推進課

 - ～ 休憩 ～

 - (3) 中山間地域等直接支払交付金について (15:00~)
内容説明：地域農業推進課

 - (4) 環境保全型農業直接支払交付金について (15:40~)
内容説明：環境農業推進課

 - (5) 閉会 (16:30)

産地パワーアップ事業資料

平成30年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

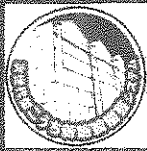
産地パワーアップ事業について

- 次世代型ハウス等の整備支援について
- 産地パワーアップ事業の活用状況について

日時：平成30年7月12日（木）13：30～17：00

場所：高知共済会館4階会議室「浜木綿」

産地・流通支援課



次世代型ハウス等の整備支援について

H30.6 産地・流通支援課次世代園芸推進室

■ オランダの先進技術を高知の施設園芸へ！！

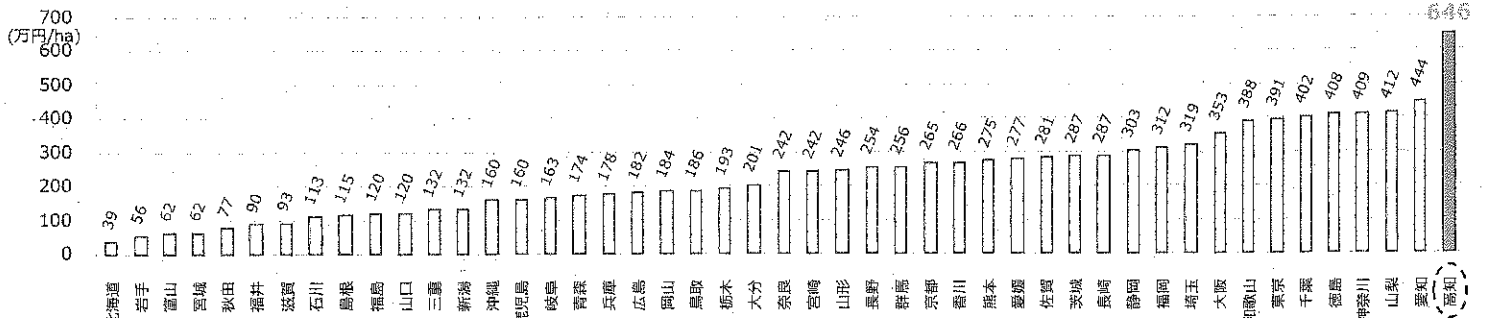
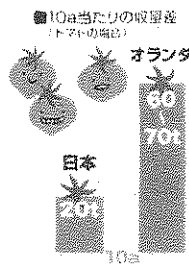


図1. 耕地面積当たりの都道府県別農業産出額の比較 (H28年産)

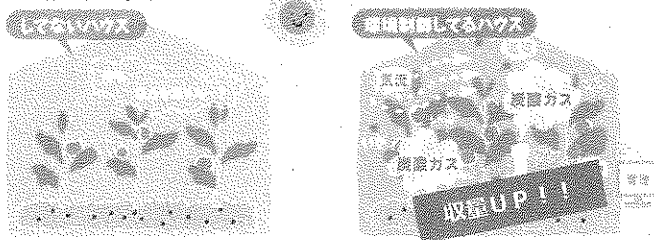
※産出額は、米、畜産、加工農産物を除き、耕地面積は、米(水陸稲)を除いて算出(農林水産省データより)



本県の強みとなっている園芸の生産性と競争力をさらに高め、農家の所得を向上させていくため、平成21年度に世界一の園芸先進国オランダのウェストラント市と締結した友好園芸農業協定を活かして、平成23年度から農業技術センターにおいて環境制御技術等の開発に着手。

平成25年度に開始した現地での実証成果も良好であったことから、平成26年度より、オランダの最先端の技術を高知の気象条件や栽培品目等に合わせて進化させた「次世代型こうち新施設園芸システム」として、既存型ハウスへの環境制御技術の普及と、環境制御機器を標準装備した次世代型ハウスの整備等を、本格的に普及推進しているところである。

■ 環境制御技術のイメージ

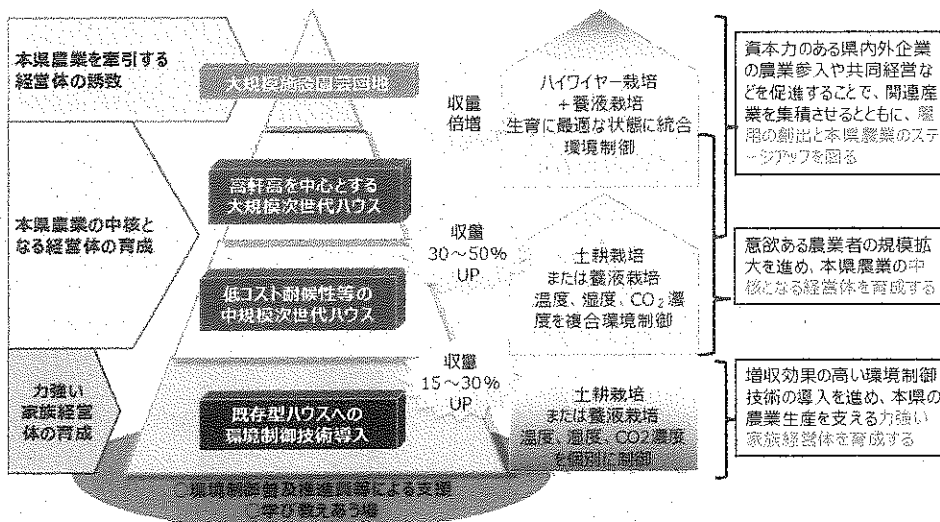


産地の競争力強化
 生産量の増加
 好循環を拡大再生産へ
 農家所得の向上
 担い手の増加
 地域地域で若者が暮らせる持続可能な農業



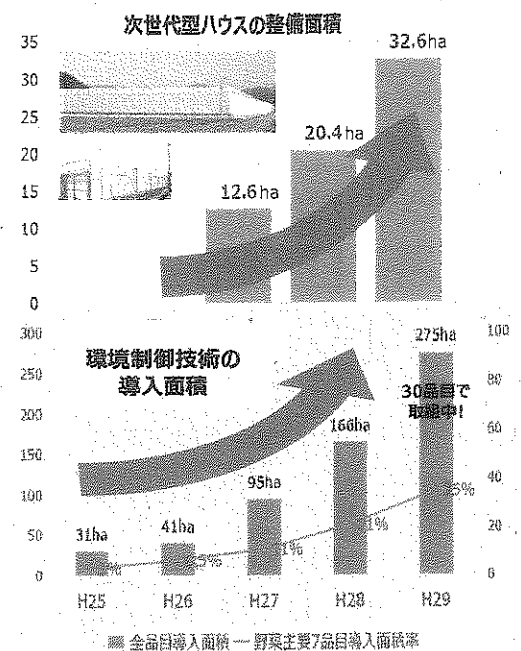
■ 次世代型こうち新施設園芸システムの推進

国費事業及び県単事業を総動員して、環境制御技術の導入や次世代型ハウスの整備を支援し、「次世代型こうち新施設園芸システム」の普及を促進中！！



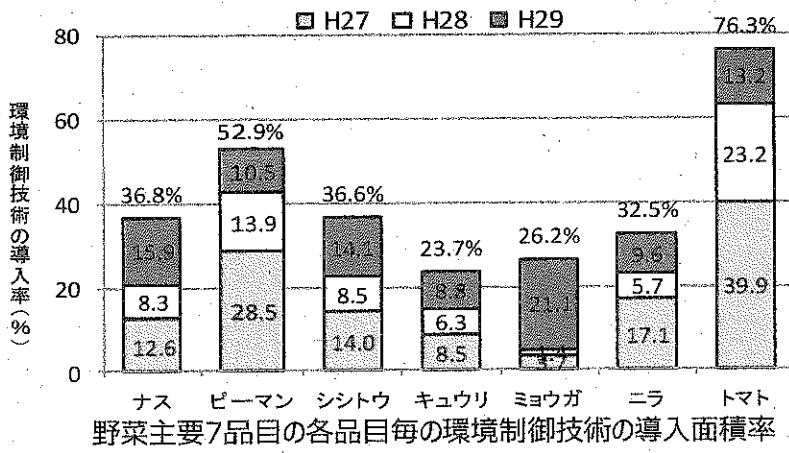
次世代型こうち新施設園芸システムのイメージ

システムの普及が、農業産出額3年連続向上に貢献！



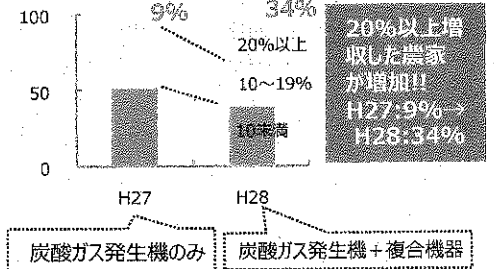
施設で栽培する全ての品目で、誰でも、どんなハウスでも、限界収量の突破と、さらなる高品質生産を目指します！！

環境制御技術の普及状況と更なる普及に向けて



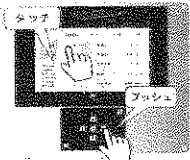
●更なるステップアップに向けた取り組みが進み、事業活用者の増収効果が向上

H27、H28年度に事業で導入した農家について、増収率を調査(H27:135戸、H28:179戸)



簡単操作でハウス内環境の「見える化」を実現!

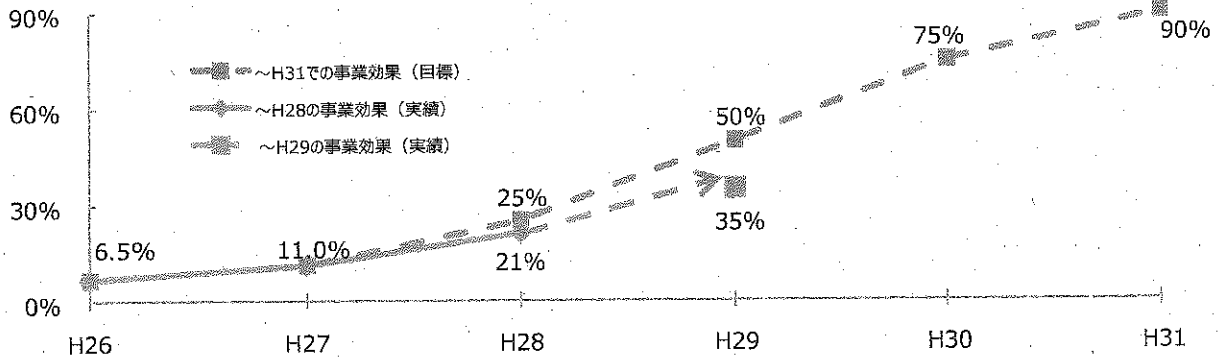
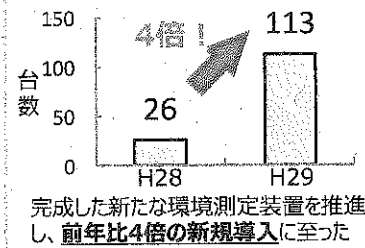
JA土佐くろしおがメーカーに開発依頼し、H29.6月に完成した新たな環境測定装置



【特徴】

- ・パソコンいらずのかんたん操作
- ・タッチパネル式のシンプル画面
- ・低コスト導入

【JAくろしお事例】



●環境制御技術導入による成果や新たな取り組みが進むが、未導入農家が多数がみられる状況

さらなる普及に向けて 情報提供のさらなる強化とサポート体制の充実!

<p>環境制御技術に係る補助事業の活用</p> <p>4億円→6億円 【国】産地パワーアップ事業 479,004千円 【県】環境制御普及促進事業 120,405千円</p> <p>●事業スキームそのまま ・H27以降、毎年、事業変更したため、産地に戸惑いを生じてきたが、今回は前年と同じ。</p>	<p>環境制御技術普及推進員の活動</p> <p>●未導入農家に対するアプローチの徹底</p> <p>●環境管理診断サポート体制 普及、営農、経済購買等ターゲット農家の選定 品目・ハウス構造、棚型目標に応じて最適な機器導入のための診断と提案</p>	<p>学び教えあう場での検討会等の充実</p> <p>●「学び教えあう場」の活動充実</p> <p>●新たに「次世代型こうち新施設園芸推進協議会」を設立。県域の情報交換の場を充実</p> <p>●女性農家を対象にした取り組み ・女性部、はちきん農業大学校での情報提供</p>	<p>H29年度から実施</p> <p>外部パワーによる普及促進</p> <p>●JAの営農に加えて、農家とつながりの深い購買担当者や集出荷場からの情報提供を充実</p> <p>●ハウス・農機具・資材メーカー、リース会社、商売市場等からも、農家へ情報を提供!</p>
---	---	--	--

■ 環境制御技術導入への支援

環境制御装置を導入する場合の事業申請について

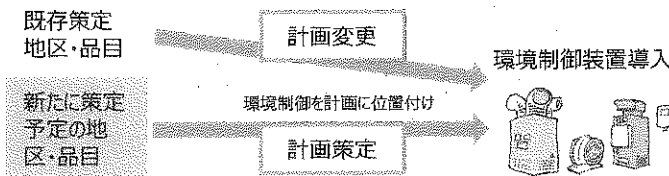
◆ 平成30年度より環境制御装置の導入に係る事業申請時には、県税の納税証明書の提出が必要です

【産地パワーアップ事業（国）】

環境制御装置（国の産地パワーアップ事業の要件を満たし、園芸ハウス1棟に導入する環境制御装置一式の本体価格が50万円以上のもの）のリース導入

補助率：導入する環境制御装置の本体価格の2分の1以内

(1) 地域農業再生協議会等で計画策定又は変更



【既存策定地区・品目】

香南市ニラ、香美市ニラ、四万十町ニラ
香南市小ネギ、室戸市ナス、いの町ショウガ
四万十町ワケ、須崎市ミョウガ、芸西村花き
日高村・佐川町・仁淀川町トマト、香南市メロン、安芸市
ピーマン、安田町施設野菜、田野町施設野菜、芸西村ナ
ス(法人)、四万十町ミョウガ、香美市有機野菜、中土佐
町施設野菜、黒潮町ニラ

【新たに策定予定の地区・品目】 中土佐町ミョウガ

(2) 県農業再生協議会で計画策定又は変更

○ 地域農業再生協議会等において、新たに「産地パワーアップ計画」を策定する予定がなく、地域から環境制御装置導入の要望がある場合、県農業再生協議会が計画策定。

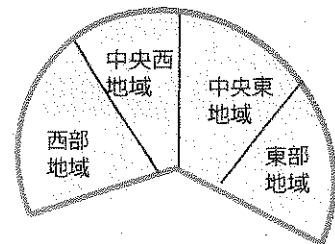
【1次申請】

- 申請書類を県(産地・流通支援課)へ提出
【最終提出〆切：平成30年3月30日(金)】
- 4月 高知県農業再生協議会が東部、中央東、中央西、西部の産地パワーアップ計画を変更
- 4月27日 高知県農業再生協議会 通常総会

- ・計画承認、内示
- ・交付申請
- ・交付決定

- 平成30年7月以降 着手予定

県農業再生協議会で計画策定することで、各地域農業再生協の産地毎に「産地パワーアップ計画」を作成することなく、県域で事業が活用できる!!



【環境制御装置】

- (1) 環境測定装置
- (2) 炭酸ガス発生機
- (3) 濃度コントローラー
- (4) 局所施用ダクトファン
- (5) 技術のステップアップにつながる環境制御機器(湿度管理、日射比例による水管理等の機器、統合環境制御コントローラー等)
- (6) 環境制御に係る新技術(電解水素水発生装置、ニラでの電照等、公的研究機関や農業振興センターによる実証データがあり、効果が認められた機器類)

これらの機器を単体又は組み合わせて導入し、収量増加!

※ (4) (5) (6) は、(1) 環境測定装置又は(2) 炭酸ガス発生機を既に導入している場合か、同時に導入する場合に限る。

【2次申請】

- 申請書類を県(産地・流通支援課)へ提出
【提出〆切：平成30年7月27日(金)】
- 9月 高知県農業再生協議会が東部、中央東、中央西、西部の産地パワーアップ計画を変更

- ・計画承認、内示
- ・交付申請
- ・交付決定

- 平成30年11月以降 着手予定

【環境制御技術普及促進事業（県単）】

環境制御装置（国の産地パワーアップ事業の要件を満たさないもの、又は、園芸ハウス 1棟に導入する環境制御装置一式の本体価格が50万円未満のもの）のリース導入

補助率：導入する環境制御装置の本体価格の2分の1以内

・ H30年度事業申請受付期間：交付要綱改正後～平成31年1月末日まで

H30産地パワーアップ事業(生産支援事業)における申請状況 H30.6.11時点

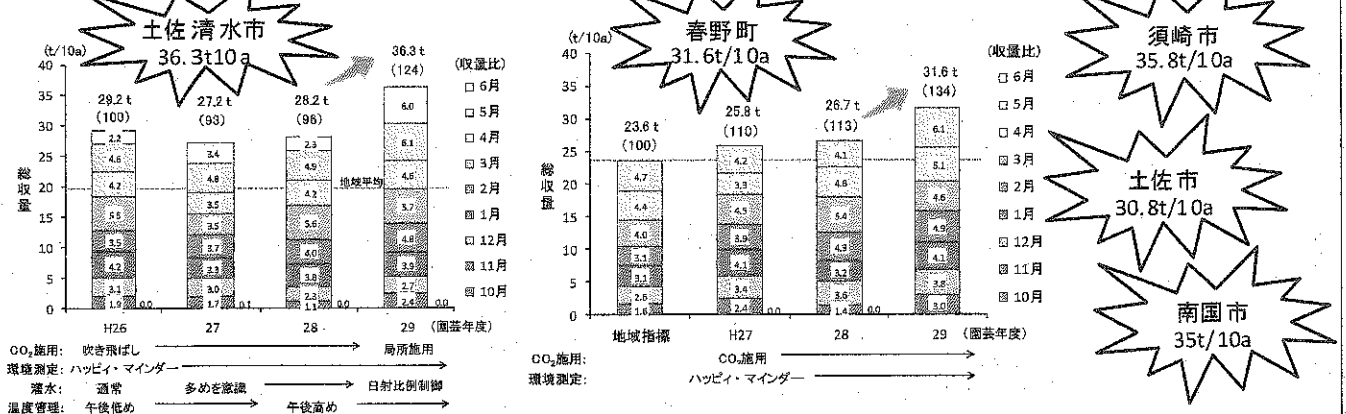
事業名	地区名	取組農家数(戸)	事業費(税抜き)(円)	補助金額(円)	環境制御装置												
					環境測定装置	炭酸ガス発生機	濃度コントローラー	局所施用ダクトファン	細霧発生装置	除湿装置	日射比例灌水装置	統合環境制御装置	電解水発生装置	LED電照装置	ファインパル発生装置		
【園産地パワーアップ事業(生産支援事業)】	高知県再生協	1次	東部地域	117	280,299,909	140,097,000	67	77	37	111	56	38	36	11			2
			中央東地域	29	48,427,328	24,201,000	7	24	14	16	3	25	5	9			
			中央西地域	47	82,724,093	41,332,000	18	51	10	56	10	4	15	5	1		
			西部地域	27	45,383,360	22,674,000	12	25	20	32	5		8	3			
	小計		220	456,834,690	228,304,000	104	177	81	215	74	67	64	28	1	0	2	
	室戸市再生協	室戸市(ナス)	11	19,606,181	9,795,000		2		2		1						
	安田町再生協	安田町(施設野菜)	19	47,075,360	23,140,000	1	9		7	6		3	2				
	安芸市再生協	安芸市(ピーマン)	4	16,279,000	8,139,000	2	4		6				1			1	
	芸西村再生協	芸西村(南風倶楽部)	1	1,936,900	968,000		1	1	2							1	
	芸西村再生協	芸西村(花き)	2	5,785,500	2,892,000		1	1	1								
	コスモス再生協	日高村(トマト)	2	2,989,000	1,478,000	2	3	1	3			1					
小計		39	93,671,941	46,412,000	5	20	3	21	6	1	4	3	0	0	2		
合計		259	550,506,631	274,716,000	109	197	84	236	80	68	68	31	1	0	4		

29園芸年度の環境制御技術でのトピックス (抜粋)

平成29年9月12日(火)
産地・流通支援課

キュウリ 30t 超え続出!

要因：CO₂局所長期施用、日射比例灌水(適正な灌水量と労力確保)、植物コントロール技術の向上、光環境改善、栽植密度etc



ニラ 増収と葉先枯れ対策

現地：換気方法改善、透湿性カーテン利用での除湿と弱遮光、乾燥期の加湿、発生しそうな日にはCO₂発生機を止めるetc
農技セでの発生程度：高夜温・換気管理<早朝換気<慣行(低夜温、蒸し込み)

現場で確認された発生条件

- ✓発生ステージ：展開葉3枚以上
- ✓急激な温度上昇(強風助長)
- ✓急激な温度低下(強風助長)
- ✓夜間に低温遭遇した週(5℃以下)

対策

- ✓加温機の導入
- ✓除湿方法の改善

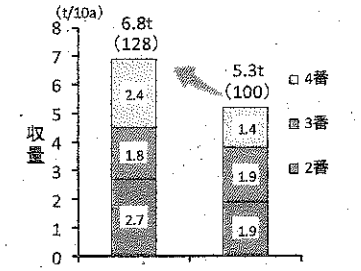
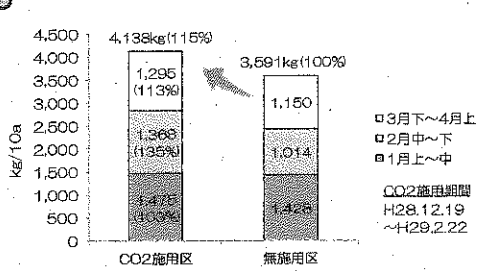


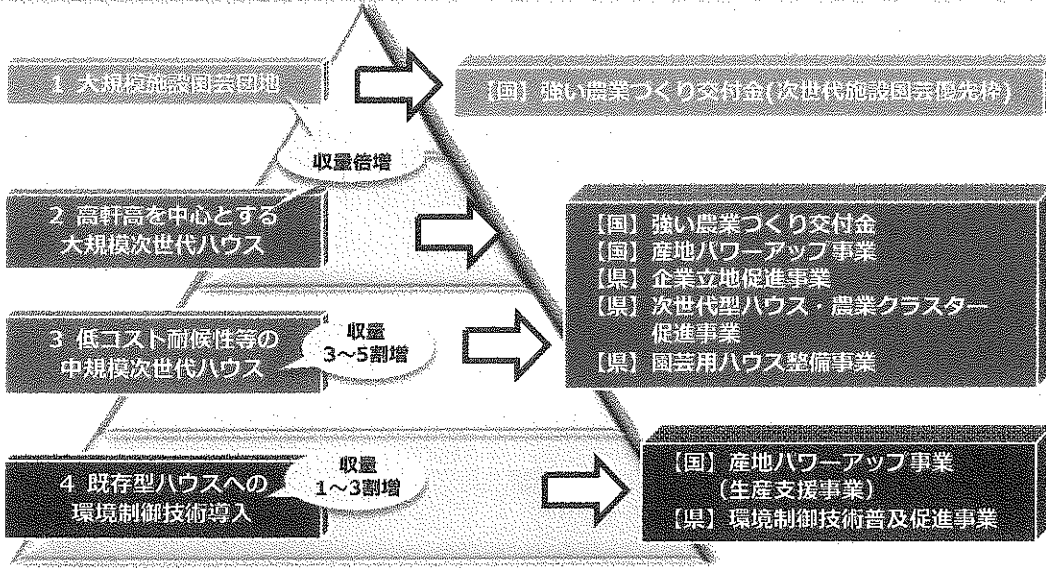
図 CO₂施用開始後の収穫時期別収量(A地区)

図 長日処理の有無と収量(B地区)

■次世代型ハウス整備への支援

次世代型こうち新施設園芸システムの普及

国費事業及び県単事業を総動員して、次世代型こうち新施設園芸システムの中核をなす「次世代型ハウス」の普及を促進



◆次世代型ハウスの特徴

- ①軒高2.5m以上
- ②耐風速35m/s以上
- ③環境制御装置を標準装備

次世代型ハウス整備棟数・面積

区分	棟数 (棟)	面積 (ha)
団地	3	4.3
大規模	2	1.5
中規模	39	10.2
小規模	99	16.6
合計	143	32.6

※H30.3月までの整備面積

大規模施設園芸団地



四万十町次世代団地
 トマト 3棟, 4.3ha
 販売目標 6億円、雇用増90名
 ■1作目実績(H28.7~H29.7)
 ・ほぼ計画どおり
 生産量 1,415t
 販売額 5.4億円

大規模次世代型ハウス



ゆめファーム全農NEXTこうち
 安芸市 ナス
 1棟, 1.0ha
 販売目標0.8億円
 責任者1名(非常勤)、職員3名
 若手生産者1名、雇用約20名



イチネン農園日高村農場
 日高村 ミントマト
 1棟, 0.5ha
 (H30:2棟, 1.6ha整備予定)
 販売目標0.6億円
 職員3名、パート14名

中規模次世代型ハウス

四万十町 野菜苗
 1棟, 0.5ha
 販売目標1億円
 雇用増10名

須崎市 ミヨウガ
 10棟, 1.4ha
 販売目標1.1億円
 雇用増6名

安芸市 ピーマン
 1棟, 0.4ha
 販売目標0.37億円
 雇用増2名

芸西村 ピーマン
 1棟, 0.6ha
 販売目標0.3億円
 雇用増4名

香南市 ニラ
 1棟, 0.4ha
 販売目標0.2億円
 雇用増1名

南国市 メロン
 1棟, 0.4ha
 販売目標0.33億円
 雇用増1名

南国市 パプリカ・ピーマン
 1棟, 0.7ha
 販売目標0.61億円
 雇用増3名

安田町 赤ピーマン
 1棟, 0.5ha
 販売目標0.33億円
 雇用増1名

香南市 ニラ
 1棟, 0.6ha
 販売目標0.2億円
 雇用増1名

香南市 小ネギ
 1棟, 0.4ha
 販売目標0.2億円
 雇用増1名

芸西村 花き
 6棟, 1.3ha

須崎市ミヨウガ
 6棟, 1.0ha

香南市 メロン
 3棟, 0.6ha

芸西村 ナス
 2棟, 0.8ha

香美市 有機野菜
 2棟, 0.3ha

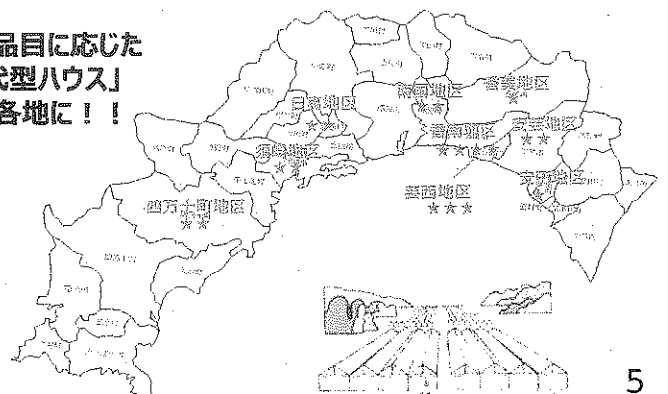
日高村 トマト
 1棟, 0.3ha

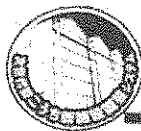
小規模次世代型ハウス

園芸用ハウス整備事業による小規模次世代型ハウスの整備

	H27	H28	H29
次世代型ハウス面積	4.6ha	6.0ha	6.0ha
次世代型ハウス割合	38%	40%	64%

経営や品目に応じた「次世代型ハウス」が県内各地に！！





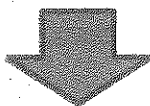
農業クラスターの推進

県内7カ所で、農業クラスターの形成に向け、取組中！！

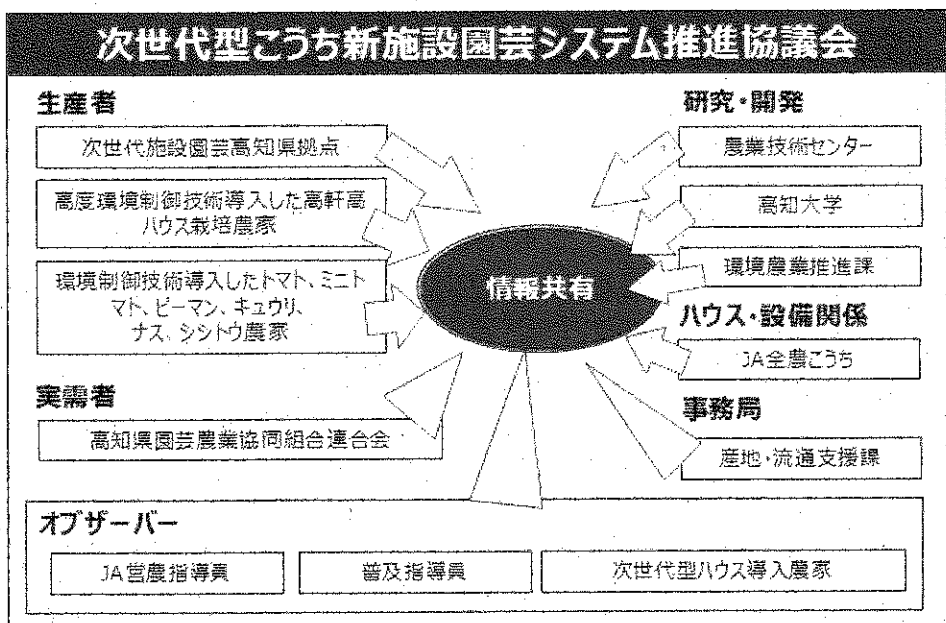


**拡大再生産
雇用の創出
付加価値創出**

「次世代型こうち新施設園芸システム」を推進する中、担い手の人材育成をはじめ、技術、経営面の強化等新たな課題が見えてきた……



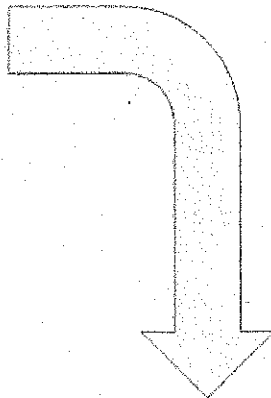
さらなる普及のためには、課題解決が必要



参加自由！！

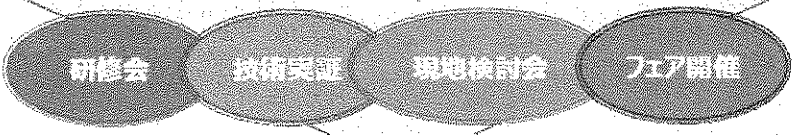
各産地の次世代型ハウスでの現地検討会
課題解決に向けた研修会
次世代型こうち新施設園芸技術フェア

「Next次世代へ」



Next次世代こうち新施設園芸システム

次世代型こうち新施設園芸システムの更なる普及

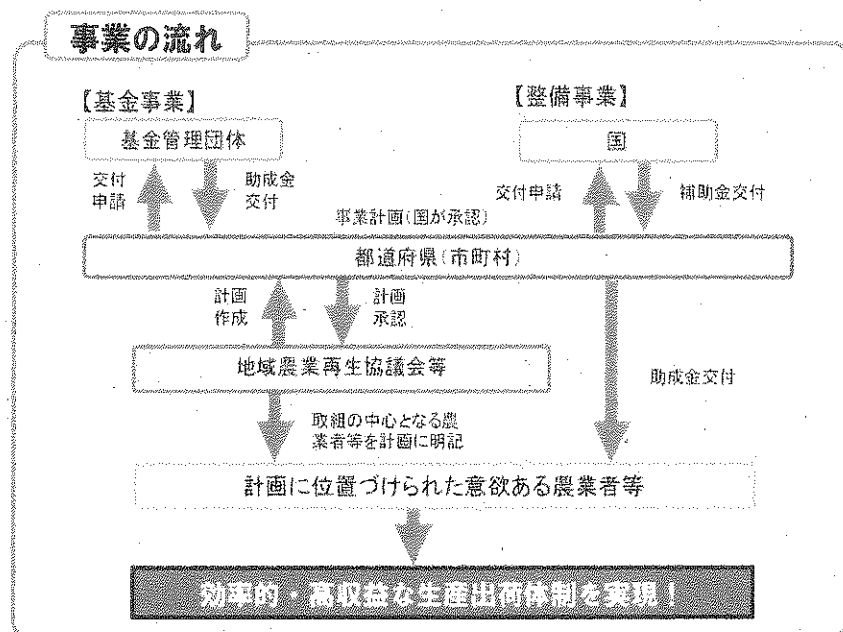


産地パワーアップ事業の活用状況

産地・流通支援課
次世代園芸推進室

1 事業概要

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。



【成果目標】

- ・生産コスト10%以上の削減
- ・販売額の10%以上の増加 等

【国予算額】

平成28年度補正 570億円
平成29年度補正 447億円

2 支援メニュー

【生産支援事業】(基金事業)

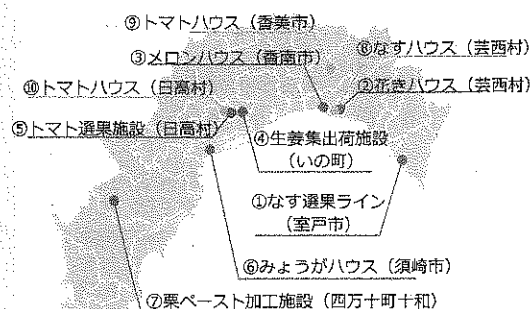
- (1) 農業機械等のリース導入
活用事例
ニラ洗浄そぐり機、養液循環システム、
環境制御装置 等
補助率：導入する機械等の本体価格の1/2以内

- (2) 生産資材の導入等
活用事例
長期展張資材、内張りカーテン 等
補助率：導入する資材等の本体価格の1/2以内

【整備事業】

低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備
補助率：施設整備は事業費の1/2以内

29年度における整備状況



3 高知県における実績額(平成29年度まで)

(補助金額：千円)

	基金事業	整備事業	合計
H28年度執行額	102,204	-	102,204
H29年度執行額	443,547	891,974	1,335,521

H28年度執行額の基金事業にハウス整備46,500千円含む

産地パワーアップ事業の活用状況

4 高知県における活用状況(平成30年度)

(1) 基金事業

平成30年度執行予定 事業費1,160,701千円 補助金額 567,734千円 (6月末時点)

生産支援事業(リース事業)

環境制御装置

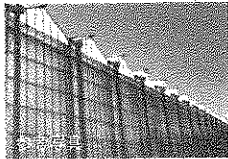
- ・ハウス内を植物の栽培に適する環境に制御することにより収量・品質の向上を図る



- 高知県再生協議会(県内全域を対象)
 - ・施設野菜、果樹及び花きを対象品目として選定
 - ・県内220名においてリース導入
- 室門市、田野町、安田町等の地域再生協議会
 - ・施設野菜、施設花きハウスへの環境制御装置等の導入
 - ・県内22戸においてリース導入

整備事業(基金活用)

ユリ 高度環境制御栽培施設



市町村名 土佐市
事業主体 A氏
実施地区 県再生協(中央西)
受益戸数 1戸
受益面積 0.396 ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるユリの出荷量増加

事業費155,002千円(補助71,760千円)

その他の活用事例

○循環式養液栽培装置



- 【須崎市他3町 みよが】
- ・土壌病害の回避や生産量増加の効果
 - ・栽培養液を循環利用して肥料代を削減
 - ・導入台数(須崎市55台他3町15台)

○こらの洗浄そり機・結束機



- 【四万十町 なら】
- ・生産者による手選別から機械選別へ
 - ・生産者の労力軽減、選別の均一化
 - ・導入台数 合計 5台

○長期展張フィルム



- 【安芸市他2町 なす、ピーマン等】
- ・長期間張りかえの不要な被服資材
 - ・光の透過率がよく、作物の生育を促進
 - ・導入戸数(安芸市1名他2町8戸)

ピーマン 高度環境制御栽培施設



市町村名 土佐市
事業主体 (株)植田ファーム
実施地区 県再生協(中央西)
受益戸数 1戸
受益面積 0.434 ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるピーマンの出荷量増加

事業費169,884千円(補助金73,650千円)

(2) 整備事業(平成29年度繰り越し)

平成29年度(繰越) 事業費278,570千円 補助金額 122,517千円 (予算額)

① なす 低コスト耐候性ハウス



市町村名 芸西村
事業主体 南風倶楽部
実施地区 芸西村(南風なす)
受益戸数 1戸
受益面積 0.47ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるなすの出荷量増加

事業費82,415千円(補助金36,247千円)

③ なら 低コスト耐候性ハウス



市町村名 香美市
事業主体 JA土佐香美
実施地区 香美市(なら)
受益戸数 1戸
受益面積 0.475ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるならの出荷量増加

事業費107,104千円(補助金47,105千円)

② なら 低コスト耐候性ハウス



市町村名 香南市
事業主体 JA土佐香美
実施地区 香南市(なら)
受益戸数 1戸
受益面積 0.14 ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるならの出荷量増加

事業費41,537千円(補助金18,268千円)

④ なら自動包装ライン



市町村名 黒潮町
事業主体 JA高知はた
実施地区 黒潮町(なら)
受益戸数 30戸
受益面積 9.66 ha

- ・生産量の増加に対応するなら自動調製・包装ラインの高度化、作業の省力化

事業費 5,157千円

多面的機能支払交付金資料

平成30年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

多面的機能支払交付金について

- 平成29年度多面的機能支払交付金の実施状況（確定値）について
- 多面的機能支払交付金の推進に係る課題と課題への対応について

日時：平成30年7月12日（木）13：30～17：00

場所：高知共済会館4階会議室「浜木綿」

地域農業推進課

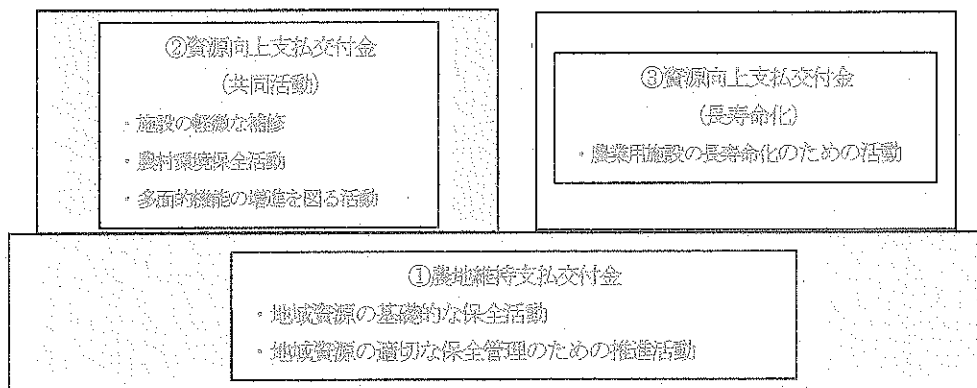
多面的機能支払交付金に係る制度の概要について

1 背景・目的

- 「日本型直接支払制度」(H27年度法制化)の1つとして実施。
(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動組織に対し交付金を交付する。

2 概要

(1) 制度概要



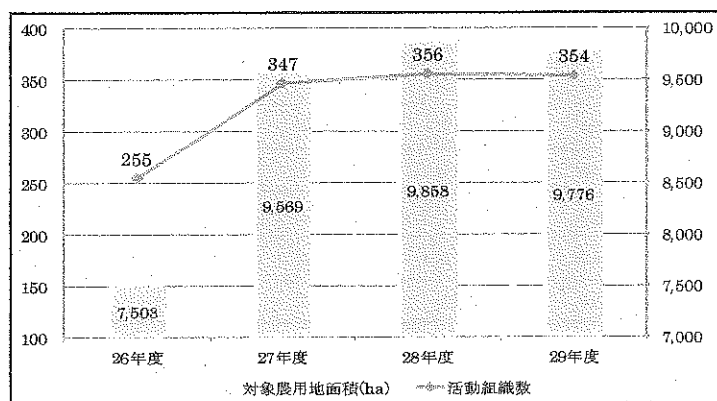
※中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域については、資源向上支払(長寿命化)のみに取り組むことが可能

(2) 制度概要

区分	地目	交付単価(10a当たり)	活動内容	活動組織の要件
①農地維持支払交付金	田	3,000円	基礎的保全活動(水路の泥上げ、農道の草刈り等)、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	250円		
②資源向上支払交付金 (共同活動)	田	2,400円	施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進等を支援	非農業者の参加が要件
	畑	1,440円		
	草地	240円		
③資源向上支払交付金 (長寿命化)	田	4,400円	施設の長寿命化のための活動 (まとまった規模の施設の補修・更新等)	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	400円		

(3) 活動組織数、交付金対象農用地面積

区分	平成26年度実績		平成27年度実績		平成28年度実績		平成29年度実績	
	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)
①農地維持支払交付金	221	6,802	318	8,940	334	9,339	331	9,253
②資源向上支払交付金(共同活動)	211	6,308	230	6,801	241	6,957	231	6,767
③資源向上支払交付金(長寿命化)	196	5,972	205	6,446	239	7,628	243	7,728



多面的機能支払交付金の活動組織数と対象農用地面積の推移

多面的機能支払交付金 H29実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

平成30年6月27日 作成

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金							
		実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			H29 交付金額 (千円)	H29 県交付金額 (負担額) (千円)	
				水田	畑	草地			
安芸	室戸市	○	10	252.2	161.8	89.3	1.1	6,641	1,660
	安芸市	○	9	605.4	574.7	30.8		17,855	4,464
	東洋町	○	1	50.8	50.8			1,525	381
	奈半利町	○	4	94.3	83.7	10.6		2,722	681
	田野町								
	安田町	○	7	111.6	107.6	4.0		3,308	827
	北川村	○	1	35.5	26.1	9.4		970	243
	馬路村	○	1	8.9	3.3	5.5		210	53
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		3,414	854
	小計		8	39	1,272.7	1,121.1	150.5	1.1	36,646
中央東	南国市	○	29	1,064.2	1,041.5	22.7		31,698	7,924
	香南市	○	10	272.1	215.9	56.2		7,600	1,900
	香美市	○	16	366.5	350.8	15.6	0.2	10,834	2,709
	本山町	○	1	10.3	9.9	0.4		304	76
	大豊町								
	土佐町	○	10	265.4	255.5	9.9		7,862	1,965
	大川村								
小計		5	66	1,978.4	1,873.5	104.6	0.2	58,298	14,575
中央西	高知市	○	9	492.3	450.3	42.0		14,348	3,587
	土佐市	○	2	71.9	62.7	9.2		2,065	516
	いの町	○	4	30.4	19.9	10.4	0.1	805	201
	佐川町	○	10	158.4	156.1	2.3		4,729	1,182
	越知町	○	19	184.2	61.7	122.5		4,300	1,075
	仁淀川町								
	日高村	○	1	127.3	125.7	1.6		3,802	950
小計		6	45	1,064.4	876.3	187.9	0.1	30,049	7,512
須崎	須崎市	○	5	126.3	123.7	2.6		3,763	941
	中土佐町	○	2	26.4	26.0	0.4		788	197
	四万十町	○	44	1,727.9	1,640.0	87.9		50,957	12,739
	橋原町								
	津野町	○	18	150.8	86.8	64.0		3,884	971
	小計		4	69	2,031.4	1,876.4	154.9		59,392
幡多	四万十市	○	50	1,317.0	1,172.2	144.8		38,062	9,515
	宿毛市	○	17	607.7	550.6	57.1		17,660	4,415
	土佐清水市	○	14	355.4	329.7	25.7		10,406	2,601
	黒潮町	○	17	336.2	236.7	99.5		9,090	2,273
	大月町	○	1	14.3	9.1	5.2		377	94
	三原村	○	13	276.0	261.0	15.0		8,130	2,033
小計		6	112	2,906.6	2,559.3	347.3		83,725	20,931
合計		29	331	9,253.4	8,306.7	945.2	1.5	268,109	67,027

多面的機能支払交付金 H29実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

平成30年6月27日 作成

農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(共同)								資源向上支払交付金(長寿命化)							
		実施 市町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			H29 交付金額 (千円)	H29 県交付金額 (負担額) (千円)	実施 市町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			H29 交付金額 (千円)	H29 県交付金額 (負担額) (千円)		
				水田	畑	草地					水田	畑	草地				
安芸	室戸市	○	10	252.2	161.4	89.7	1.1	3,433	858	○	1	6.1	4.7	1.4	205	51	
	安芸市	○	5	238.7	225.8	12.9		4,163	1,041	○	8	591.6	563.5	28.1	22,142	5,536	
	東洋町																
	奈半利町	○	1	67.3	64.5	2.9		1,191	298								
	田野町																
	安田町																
	北川村	○	1	35.5	25.4	10.1		566	142	○	1	35.5	25.4	10.1	1,152	288	
	馬路村	○	1	8.7	3.3	5.4		157	39								
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		1,839	460								
小計		6	24	716.5	593.6	121.8	1.1	11,349	2,837	3	10	633.2	593.6	39.6	23,499	5,875	
中央東	南国市	○	29	1,064.2	1,041.5	22.7		18,883	4,721	○	25	934.1	914.2	19.9	35,473	8,868	
	香南市	○	10	272.1	215.9	56.2		4,846	1,212	○	4	113.6	90.7	22.9	3,886	972	
	香美市	○	15	354.0	338.2	15.6	0.2	6,369	1,592	○	11	232.5	222.6	9.7	8,724	2,181	
	本山町	○	1	10.3	9.9	0.4		182	46	○	1	10.3	9.9	0.4	387	97	
	大豊町																
	土佐町	○	9	254.3	244.4	9.9		4,507	1,127	○	4	69.8	68.8	1.0	2,661	665	
	大川村																
小計		5	64	1,954.8	1,849.9	104.7	0.2	34,786	8,697	5	45	1,360.3	1,306.3	53.8	51,132	12,783	
中央西	高知市	○	5	346.0	328.1	17.9		6,099	1,525	○	8	454.6	417.7	36.9	16,693	4,173	
	土佐市	○	2	71.9	62.7	9.2		1,228	307	○	2	71.9	62.7	9.2	2,570	642	
	いの町																
	佐川町	○	7	116.6	114.3	2.3		2,082	521	○	8	138.2	136.0	2.1	5,265	1,316	
	越知町	○	6	62.3	7.5	54.8		764	191	○	9	112.2	40.8	71.4	2,813	703	
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.3	125.7	1.6		2,279	570	○	1	127.3	125.7	1.6	4,856	1,214	
小計		5	21	724.0	638.3	85.7		12,452	3,113	5	28	904.1	782.8	121.2	32,197	8,049	
須崎	須崎市	○	4	114.7	112.4	2.3		2,139	535								
	中土佐町	○	2	26.4	26.0	0.4		439	110								
	四万十町	○	14	468.9	462.6	6.3		8,394	2,099	○	37	1,631.0	1,546.2	84.8	60,889	15,222	
	構原町									○	6	290.9	184.2	105.5	8,924	2,231	
	津野町																
小計		3	20	610.0	601.0	9.0		10,973	2,743	2	43	1,921.8	1,730.3	190.3	69,813	17,453	
幡多	四万十市	○	40	1,186.7	1,049.9	136.7		20,225	5,056	○	58	1,413.0	1,254.7	158.3	50,888	12,722	
	宿毛市	○	17	604.0	547.1	56.9		10,427	2,607	○	15	552.7	541.3	11.4	20,997	5,249	
	土佐清水市	○	14	344.7	319.0	25.7		5,744	1,436	○	14	344.7	319.0	25.7	12,705	3,176	
	黒潮町	○	17	336.2	236.7	99.5		4,976	1,244	○	17	322.4	242.2	80.2	10,708	2,677	
	大月町	○	1	14.3	9.1	5.2		220	55								
	三原村	○	13	276.0	259.1	16.9		4,771	1,193	○	13	276.0	259.1	16.9	9,643	2,411	
小計		6	102	2,761.8	2,420.9	340.9		46,363	11,591	5	117	2,908.7	2,616.3	292.5	104,940	26,235	
合計		25	231	6,767.0	6,103.7	662.1	1.3	115,924	28,981	20	243	7,728.1	7,029.2	697.4	281,581	70,395	

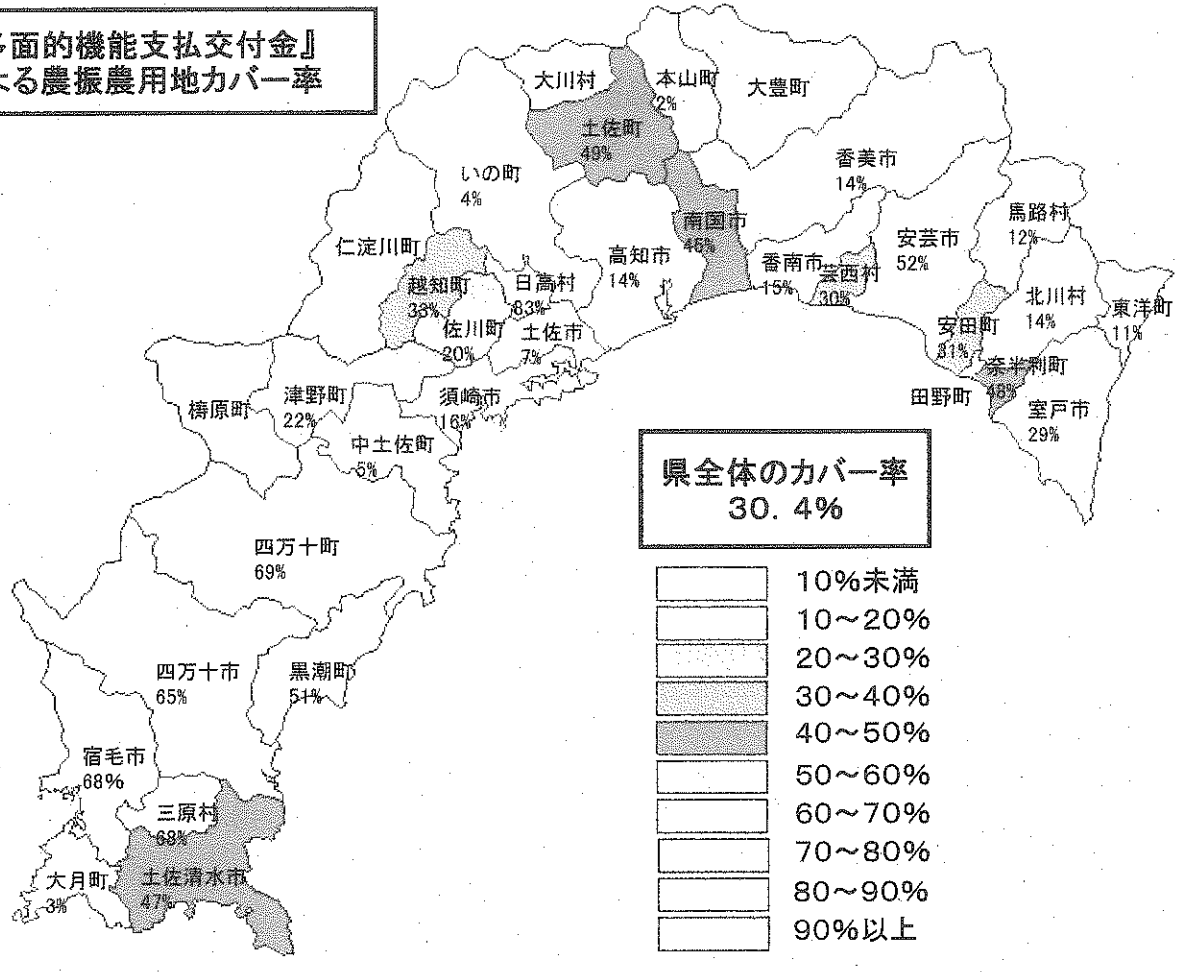
「多面的機能支払交付金(農地維持支払)」・「中山間地域等直接支払制度」における面積カバー率

平成30年6月27日 作成

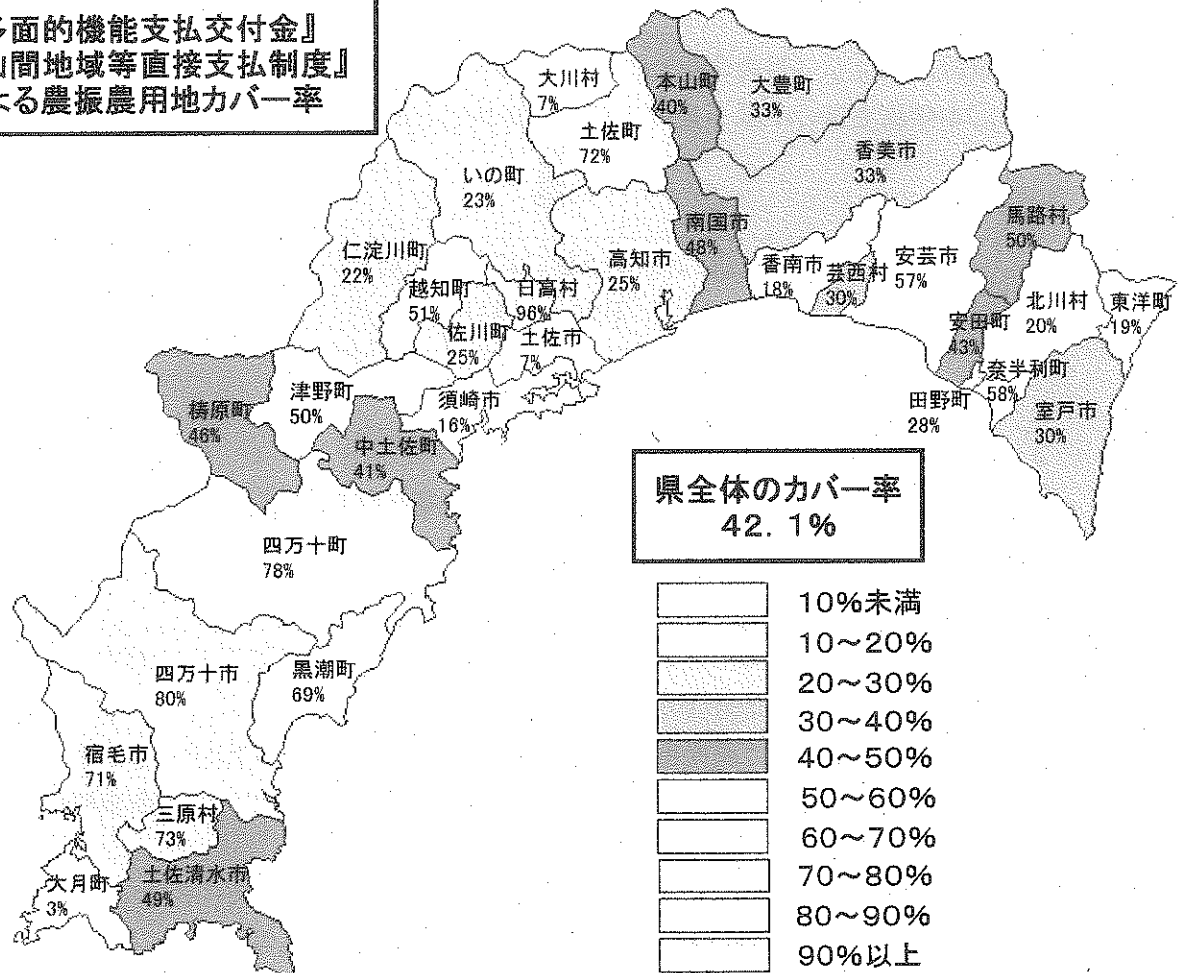
農業振興センター管内	市町村名	農振農用地面積(H30.5)	「多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)」(H30.3月末時点)							「中山間地域等直接支払制度」(H30.3月末時点)			「多面的」と「中山間直払」での農振比率				
			活動組織数	対象農用地 (ha)				面積カバー率	交付金額(千円)	「中山間直払」との重複			協定数	協定面積(ha)	交付金額(千円)	カバー面積(ha)	カバー率
				農用地計	水田	畑	草地			地区数	面積(ha)	対象面積に占める比率					
安芸	室戸市	883.9	10	252.2	161.8	89.3	1.1	28.5%	6,641	3	41.1	16.3%	6	53.9	10,626	265.0	30.0%
	安芸市	1,168.7	9	605.4	574.7	30.8		51.8%	17,855				10	65.1	4,546	670.5	57.4%
	東洋町	450.3	1	50.8	50.8			11.3%	1,525				1	33.5	3,082	84.3	18.7%
	奈半利町	197.7	4	94.3	83.7	10.6		47.7%	2,722	3	27.0	28.6%	9	47.8	6,707	115.1	58.2%
	田野町	148.0											6	41.6	7,213	41.6	28.1%
	安田町	360.6	7	111.6	107.6	4.0		30.9%	3,308	2	8.7	7.8%	8	52.3	8,807	155.1	43.0%
	北川村	262.7	1	35.5	26.1	9.4		13.5%	970				2	16.3	1,694	51.8	19.7%
	馬路村	75.0	1	8.9	3.3	5.5		11.8%	210	1	7.6	85.9%	1	35.9	6,972	37.2	49.6%
	芸西村	376.7	6	114.1	113.3	0.8		30.3%	3,414							114.1	30.3%
	小計	3,923.6	39	1,272.7	1,121.1	150.5	1.1	32.4%	36,646	9	84.4	6.6%	43	346.3	49,846	1,534.6	39.1%
中央東	南国市	2,382.6	29	1,064.2	1,041.5	22.7		44.7%	31,698				15	79.0	10,075	1,143.2	48.0%
	香南市	1,840.8	10	272.1	215.9	56.2		14.8%	7,600	2	11.7	4.3%	11	63.4	8,990	323.8	17.6%
	香美市	2,537.8	16	366.5	350.8	15.6	0.2	14.4%	10,834	8	142.9	39.0%	89	605.2	99,727	828.9	32.7%
	本山町	469.7	1	10.3	9.9	0.4		2.2%	304				17	176.8	40,220	187.0	39.8%
	大豊町	827.7											32	274.7	47,068	274.7	33.2%
	土佐町	546.5	10	265.4	255.5	9.9		48.6%	7,862	9	240.9	90.8%	19	367.4	77,087	391.9	71.7%
	大川村	146.2											3	10.6	830	10.6	7.3%
	小計	8,751.3	66	1,978.4	1,873.5	104.6	0.2	22.6%	58,298	19	395.5	20.0%	186	1,577.2	283,996	3,160.0	36.1%
中央西	高知市	3,530.6	9	492.3	450.3	42.0		13.9%	14,348	1	19.2	3.9%	39	401.5	58,083	874.6	24.8%
	土佐市	1,109.1	2	71.9	62.7	9.2		6.5%	2,065							71.9	6.5%
	いの町	807.8	4	30.4	19.9	10.4	0.1	3.8%	805				21	153.5	21,796	183.9	22.8%
	佐川町	812.8	10	158.4	156.1	2.3		19.5%	4,729	1	3.3	2.1%	9	50.9	3,885	205.9	25.3%
	越知町	565.5	19	184.2	61.7	122.5		32.6%	4,300	18	156.2	84.8%	31	263.0	29,116	290.9	51.4%
	仁淀川町	588.8											19	129.5	14,401	129.5	22.0%
	日高村	153.8	1	127.3	125.7	1.6		82.7%	3,802				1	19.7	778	147.0	95.6%
	小計	7,568.4	45	1,064.4	876.3	187.9	0.1	14.1%	30,049	20	178.7	16.8%	120	1,018.0	128,057	1,903.6	25.2%
須崎	須崎市	808.9	5	126.3	123.7	2.6		15.6%	3,763							126.3	15.6%
	中土佐町	514.1	2	26.4	26.0	0.4		5.1%	788				28	182.2	21,678	208.6	40.6%
	四万十町	2,517.7	44	1,727.9	1,640.0	87.9		68.6%	50,957	34	1,411.9	81.7%	56	1,650.0	275,933	1,965.9	78.1%
	橋原町	480.7											6	218.6	45,391	218.6	45.5%
	津野町	681.0	18	150.8	86.8	64.0		22.1%	3,884	18	150.8	100.0%	62	343.0	50,814	343.0	50.4%
	小計	5,002.4	69	2,031.4	1,976.4	154.9		40.6%	59,392	52	1,562.7	76.9%	152	2,393.8	393,816	2,862.5	57.2%
幡多	四万十市	2,024.9	50	1,317.0	1,172.2	144.8		65.0%	38,062	16	203.8	15.5%	48	508.7	87,633	1,621.9	80.1%
	宿毛市	888.8	17	607.7	550.6	57.1		68.4%	17,660	6	121.3	20.0%	12	145.1	10,333	631.4	71.0%
	土佐清水市	751.1	14	355.4	329.7	25.7		47.3%	10,406	11	157.9	44.4%	12	166.5	14,490	364.0	48.5%
	黒潮町	655.9	17	336.2	236.7	99.5		51.3%	9,090	9	122.9	36.6%	20	241.0	36,226	454.3	69.3%
	大月町	495.1	1	14.3	9.1	5.2		2.9%	377							14.3	2.9%
	三原村	403.4	13	276.0	261.0	15.0		68.4%	8,130	13	228.1	82.6%	2	245.0	25,180	292.9	72.6%
小計	5,219.2	112	2,906.6	2,559.3	347.3		55.7%	83,725	55	834.0	28.7%	94	1,306.2	173,862	3,378.8	64.7%	
合計	30,464.9	331	9,253.4	8,306.7	945.2	1.5	30.4%	268,109	155	3,055.3	33.0%	595	6,641.4	1,029,377	12,839.5	42.1%	

※)農振農用地面積は、農地・担い手対策課資料による

『多面的機能支払交付金』
による農振農用地カバー率



『多面的機能支払交付金』
『中山間地域等直接支払制度』
による農振農用地カバー率



多面的機能支払交付金の推進に係る課題と課題への対応（平成 30 年度）

1 平成 30 年度終了組織の活動継続

- 平成 29 年度の活動組織 354 組織のうち 161 組織が、平成 30 年度で活動期間が満了する。161 組織全てに平成 31 年度以降も活動を継続してもらうことが目標。



161 組織の活動継続に向けた支援

- ・活動継続に係る活動組織の意向確認（アンケート調査を実施）
- ・意向確認の結果より、支援が必要と思われる市町村と活動組織を選出
- ・活動組織代表者等との面談（継続に向けた課題解決を検討）

（参考）

平成 28 年度末で活動期間が満了した活動組織は 64 組織

うち 10 組織が平成 29 年度以降の活動を断念

断念の理由

- ・地区全体の高齢化
- ・代表や事務担当の後継者がいない

2 資源向上支払（長寿命化）に係る予算不足

- 本年度も国の予算不足により、長寿命化の要望に対して満額配分ができない。



- ・全ての要望地区に対して予算の範囲内で均等に割当を行う
（充足率：約 88%、H29 年度は約 87%）

3 多額の持越金の存在

- 多額の持越金を抱えている活動組織が散見される。



交付金の有効活用と効果的な活動の実施に向けた活動組織に対する支援

- ・ブロック交流会の開催
本年 8 月に農業振興センター管内ごとに交流会を開催する予定。内容としては、活動実施に係る留意点の説明や活動組織による活動事例の発表等。
- ・水路補修技術に係る研修会の開催
高知大学の協力を仰ぎ、本年 11 月に開催予定

平成30年度多面的機能支払交付金に係る県の予算割当方針

平成30年6月11日
地域農業推進課

1. 県の予算割当方針

(1) 農地維持支払及び資源向上支払（共同）の実施地区

- ・全ての実施地区に対し、100%の割当を行う。

(2) 資源向上支払（長寿命化）の実施地区

- ・継続地区、新規地区にかかわらず全ての要望地区において、長寿命化の取組を実施する必要があるため、全ての実施地区の要望額をもとに予算の範囲内で均等に割当を行う。(配分率：要望額の87.96%)
- ・要望額と県内示額の差額については、国から追加の予算割当があった場合、予算の範囲内で予算調整を検討する。

多面的機能支払交付金

平成 31 年度以降の活動のあり方に係るアンケート調査のお願い

高知県地域農業推進課

質問票の回答にあたって

- 1 本アンケート調査は、平成 30 年度末をもって活動期間が満了となる活動組織の代表者の方を対象として、平成 31 年度以降の活動のあり方に対する意向等を確認するために実施させていただきます。
- 2 回答につきましては、各質問の内容により該当する番号の選択や具体的な記述をお願いします。
- 3 回答が終わりましたら、市町村から示された期日までに、各市町村担当者まで本質問票を提出してください。

(回答者)

活動組織名： _____

活動組織における役職名： _____

氏 名： _____

問1. 平成31年度以降の活動のあり方について、活動組織内で話し合いを行っていますか。

回答（該当する番号に○を記入してください。また、「2」または「3」と回答された方は、総会の開催予定月も併せて記入してください。）

- 1 活動組織の総会を開催し、意思決定を行った →問2に進んでください
- 2 活動組織内で話し合いを行っている（総会の開催予定 月）
→問4に進んでください
- 3 話し合いは行っていない（総会の開催予定 月）
→問4に進んでください

問2. 問1で「1」と回答された方にお聞きします。総会の議決の結果についてお答えください。

回答（該当する番号に○を記入してください。）

- 1 活動を継続する →問7に進んでください。
- 2 活動を継続しない →問3に進んでください

問3. 問2で「2」と回答された方にお聞きします。活動の継続を断念した理由及び今後農地や農業用施設をどのような体制で守っていくのかお答えください。

回答（該当する番号に○を記入してください。また継続できない具体的な理由及び地域における今後の保全管理の体制を記入してください。）

- 1 本交付金の支援がなくても、農地や農業用施設を守る地域の体制が確立できたため
- 2 書類の整理や作成等、事務処理が煩雑であるため
- 3 地域全体の高齢化が進み、活動の実施自体が困難であるため
- 4 高齢や体調不良等により、これ以上活動組織の代表や会計などを続けることが困難であるが、後継者がいないため

継続できない具体的な理由



農地、農業用施設を守っていく体制



→問6に進んでください。

問4. 問1で「2」または「3」と回答された方にお聞きします。活動組織内における話し合いや活動の状況から判断して、平成31年度以降の活動はどのようになると思いますか。

回答（該当する番号に○を記入してください。）

- 1 活動を継続する →問7に進んでください。
- 2 活動を継続したいと考えている →問7に進んでください。
- 3 活動を継続できない →問5に進んでください
- 4 活動の継続は困難と思われる →問5に進んでください

問5. 問4で「3」または「4」と回答された方にお聞きします。活動の継続ができない、または困難であると思われる理由をお答えください。

回答（該当する番号に○を記入してください。また継続できない、または困難であると思われる具体的な理由や地域が抱えている課題を記入してください。）

- 1 本交付金の支援がなくても、農地や農業用施設を守る地域の体制が確立できたため
- 2 書類の整理や作成等、事務処理が煩雑であるため
- 3 構成員の合意形成に手間がかかるため
- 4 地域全体の高齢化が進み、活動の実施自体が困難であるため
- 5 高齢や体調不良等により、これ以上活動組織の代表や会計などを続けることが困難であるが、後継者がいないため

継続できない具体的な理由や地域が抱えている課題

→問6に進んでください

問6. 問2で「2」と回答された方、問4で「3」または「4」と回答された方にお聞きします。活動組織間の合併や合流など活動組織の広域化を考えていますか。

回答（該当する番号に○を記入してください。）

- 1 考えている
- 2 考えていない

→問7に進んでください。

問7. あなたの活動組織が活動している区域内では、中山間地域等直接支払交付金にも併せて取り組んでいますか。

回答（該当する番号に○を記入してください。）

- 1 取り組んでいる
- 2 取り組んでいない（検討している）
- 3 取り組んでいない（検討していない）

→質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

小規模集落の支援のための加算措置が始まります

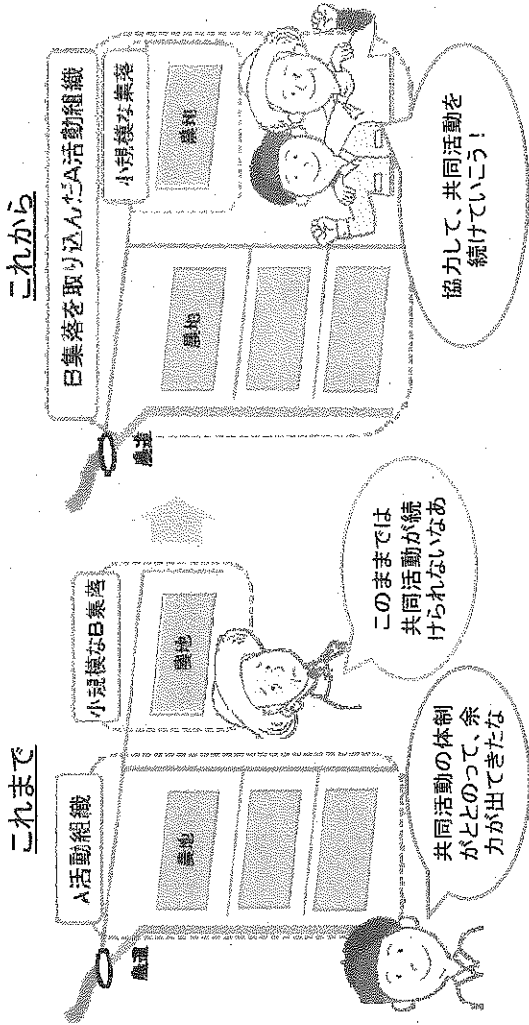
改正内容

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取込んだ農用地面積に応じて加算します。

効果

保全管理が困難な小規模集落において、共同活動に取り組みややすくなります。

小規模集落支援のイメージ



加算措置の適用を受ける条件

既存活動組織

多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織

※前年度に活動期間が終了し、本年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織も適用されます。

既存活動組織は、小規模集落が保全管理する区域内の対象農用地を追加し、事業計画変更を行ってください。

小規模集落

以下の条件を満たす農業集落

- 総農家戸数が10戸以下
- これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない

加算措置の適用期間

小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで適用されます。

加算措置の交付単価

新たに取込んだ小規模集落が保全管理する区域内の農用地面積に応じて、以下の加算単価によって加算します。

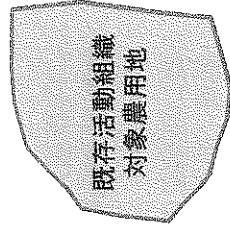
農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

- なお、加算額は上限があります。
- 1小規模集落あたりの加算上限額 20万円
- 活動組織あたりの合計加算上限額 40万円

加算のイメージ

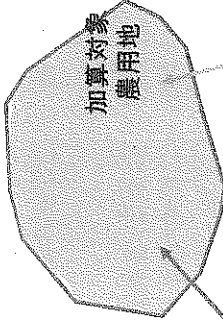
既存活動組織



小規模集落



小規模集落を取り込んだ活動組織



基本単価

基本単価 + 加算単価

広域活動組織の設立要件が一部緩和されます

中山間地域等における広域活動組織の設立要件

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和します。

これまで

農用地面積 100ha以上

これから

農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

- ※上記は都府県に適用
- ※都府県によって、広域活動組織の設立要件が異なる場合があります。
- 詳しい条件は最寄りの市町村等にお問合せください。

・取組面積 95.5ha

(田87.4ha、畑8.1ha)

・資源量 開水路 16.8km、

パイプライン 8.1km、

農道9.7km

・主な構成員 農業者、土地改良区、
自治会、JA青壮年部

・交付金 約8百万円(H29)

農地維持支払

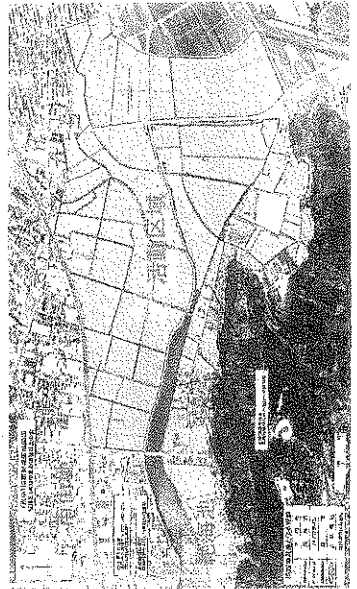
資源向上支払(共同、長寿命化)

こうちしとうぶ
高知市東部環境保全の会 (高知県高知市)

- 本地域は、高知市の東部に位置し、水稻を主体にキュウリ、ナス、トマト、イチゴなどの施設園芸栽培が行われるなど、市街化区域に隣接した農業が盛んな地域である。
- 高齢化や後継者不足等が地域の課題となる中、土地改良区や自治会等が中心となり、小学校と連携した農業体験学習、稲刈り後のコスモス栽培や地元大学と共同で行う環境・生物保全活動など、多様な機関と連携した地域共同活動が展開されている。
- JA青壮年部を活動組織の中核メンバーと位置づけ、活動の担い手のみならず組織の運営にも参加してもらうなど、若手地域リーダーの育成に取り組んでいる。

活動開始前の状況や課題

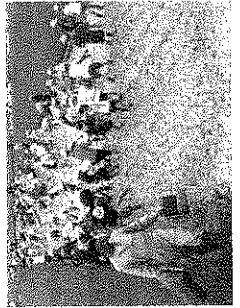
- 本地区は、近年宅地化が進み、農業用水の流末である絶海池へのゴミの不法投棄や水質の悪化等、様々な課題が生じていた。
- 都市の近郊に位置しているため、絶海池や地区の水路、農道などを、自分達の施設であると地域住民に認識してもらったことや保全活動に対して地域住民の理解と協力を得ることが必要となっていた。
- 地域の農業者の高齢化や後継者不足等も課題となっていた。



活動区域とその周辺部

取組内容

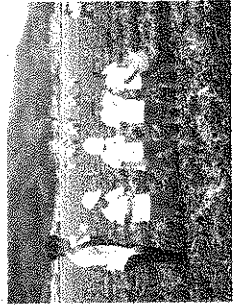
- 小学校や大学を含めた多様な機関と連携し、営農環境への理解と啓発を進める活動に取り組んでいる。
- 活動開始当初から、JA青壮年部を組織の構成員に位置づけ、同部の代表が役員として組織運営に参画している。
- 近隣の小学校と連携し、もみまきから田植え、除草管理、稲刈りまで年間を通して農業体験学習を実施。JA青壮年部が講師として子供達を指導するなど、活動の中心的な役割を担っている。
- 稲刈り後の農地約12haでコスモスの植栽に取り組みしており、除草剤の散布、耕運、畝たて、播種、種採り、復田作業など一連の作業の大部分をJA青壮年部が担っている。



小学校と連携した農業体験学習

取組の効果

- JA青壮年部の代表が役員(実行委員)として組織運営に参画し、平成30年度より会計の役職に就任するなど、後継者の育成が着実に進んでいる。
- 小学生への指導や助言を行うことで、農業者自身の知識を深めることや地域を担っていくという意識の高まりに繋がっている。
- 農業体験を行った小学校では、子供達が体験内容をまとめてクラス発表を行うなど、農業体験の振り返りや意見交換を通して、農業に対する理解を深めている。またコスモス畑には、開花時に多くの方が地域内外から訪れており、活動への関心を持ってもらうよい機会となっている。



コスモスの播種と開花状況

JA青壮年部を組織の中枢メンバーと位置づけ、青壮年部の代表が役員として組織運営に参画。

JA青壮年部がコスモスの栽培管理から復田作業まで一連の作業の大部分を担っており、経験したことのない条件や作業により部員のスキルアップに繋がっている。

きっかけ

宅地化の進行による、絶海池へのゴミの不法投棄や水質悪化

Step1 (~H19)

活動組織の設立前の状況

- 周辺環境の悪化が深刻。
- 地域の農業者の高齢化や後継者不足も課題。

Step2 (H19~)

高知市東部環境保全会の設立

- 地域内の農地維持と施設の老朽化対策、地域環境の保全を目的に活動を開始。
- 地元の土地改良区を中心として、自治会、JA青壮年部、高知大学など多様な機関と連携。

Step3 (H20~)

稲刈り後の農地でコスモスの植栽を開始

- 小学生や地域住民に播種を体験してもらい、農用地を活用した景観形成を図っている。
- 開花時には大勢の方が訪れ、活動への関心を持ってもらうよい機会となっている。

JA青壮年部が農業体験の講師役を担い、小学生への指導を通して、自身のスキルアップからリーダーとしての意識向上に繋がっている。

Step5 (H30~)

JA青壮年部の代表を会計に抜擢

- 役員(実行委員)としての経験を生かし、30年度から会計を担当している。

Step4 (H22~)

小学校と連携した農業体験活動を開始

- もみまきから稲刈りまで年間を通して農業体験を小学生に実施。
- 農業体験の振り返りや意見交換などを行い、農業に対する理解を深める取り組みを進めている。

今後の展望

地域に向けて

- 今後も現在の活動を継続しつつ、近隣市街地エリアに居住している方たちに活動への参加を促し、地域交流を通じて、水質保全や景観形成などへの理解や協力を得ていきたいと考えている。
- 絶海池の汚濁に係るデータの取得が一定完了したので、高知大学と連携して汚濁の軽減に向けた対応策を検討し、改善に繋げていく。
- 今後とも組織の中枢メンバーとして、JA青壮年部に活動のみならず組織の運営にも参加してもらうなど、若手地域リーダーの育成を進めていく。

中山間地域等直接支払制度資料

平成30年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

中山間地域等直接支払制度について

- 平成29年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（確定値）について
- 中山間地域等直接支払制度に係る中間年評価について

日時：平成30年7月12日（木）13：30～17：00

場所：高知共済会館4階会議室「浜木綿」

地域農業推進課

1. 中山間地域等直接支払制度の実施状況

(単位:ha、千円)

年 度	第1期対策					第2期対策				
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
基本方針策定市町村数	49	50	50	50	45	33	33	33	33	33
協定締結市町村数	42	46	47	48	43	31	31	31	31	31
協定締結数	603	736	769	784	795	762	780	786	790	790
集落協定	597	729	762	777	788	756	774	780	784	784
10割単価	597	729	762	777	788	354	386	399	408	408
8割単価	—	—	—	—	—	402	388	381	376	376
個別協定	6	7	7	7	7	6	6	6	6	6
10割単価	6	7	7	7	7	6	6	5	5	5
8割単価	—	—	—	—	—	0	0	1	1	1
対象農用地面積①	7,365	9,263	9,507	10,019	10,034	9,903	9,895	9,931	9,973	9,990
交付金交付面積②	4,186	5,020	5,379	5,591	5,657	6,531	6,887	7,025	7,080	7,138
10割単価	4,186	5,020	5,379	5,591	5,657	4,001	4,589	4,724	4,838	4,867
8割単価	—	—	—	—	—	2,530	2,298	2,301	2,242	2,271
急傾斜	3,302	3,971	4,247	4,398	4,428	4,906	5,138	5,227	5,267	5,295
田	2,209	2,628	2,767	2,858	2,873	3,330	3,474	3,536	3,547	3,560
畑	1,013	1,236	1,348	1,408	1,421	1,451	1,525	1,554	1,580	1,595
その他	80	107	132	132	134	125	139	137	140	140
緩傾斜	884	1,049	1,132	1,193	1,229	1,625	1,749	1,798	1,813	1,843
田	658	796	868	921	947	1,357	1,445	1,485	1,494	1,520
畑	218	245	256	264	274	260	283	292	298	302
その他	8	8	8	8	8	8	21	21	21	21
交付面積率(②/①)	56.8%	54.2%	56.6%	55.8%	56.4%	65.9%	69.6%	70.7%	71.0%	71.5%
参考										
中国四国		69.7%	71.5%	72.2%	71.8%	69.2%	70.3%	70.8%	71.1%	71.4%
都府県		71.0%	75.2%	75.9%	76.0%	73.0%	74.6%	74.8%	74.9%	75.2%
全国	67.8%	80.8%	83.4%	84.5%	84.5%	81.6%	82.3%	82.4%	82.1%	82.1%
交付金額	642,152	768,037	816,472	846,984	854,147	911,858	965,115	985,222	993,338	999,459
10割単価	642,152	768,037	816,472	846,984	854,147	614,974	694,146	715,090	730,524	734,314
8割単価	—	—	—	—	—	296,884	270,969	270,132	262,814	265,145
(参考) 全国	41,937(百万)	51,417(百万)	53,830(百万)	54,584(百万)	54,905(百万)	60,246(百万)	61,347(百万)	61,698(百万)	61,791(百万)	61,772(百万)
共同取組費活動への配分割合	35.5%	34.6%	32.9%	32.6%	32.9%	44.9%	45.4%	45.6%	45.4%	46.2%
(参考) 全国		53.2%	53.4%	53.5%	54.0%	56.9%	57.2%	57.5%	57.5%	57.2%
県内の集落協定参加者総数	8,713	10,567	11,195	11,579	11,774	13,224	13,645	13,875	14,005	14,076

資料: 県地域農業推進課

- ※ 第4期対策(平成27年度)から、法制化に伴い基本方針から促進計画へ変更。土佐市、須崎市、芸西村及び大月町には、協定を締結する集落がない。
- ※ 第1期対策は統一単価。第2期対策からは、一定の要件のもとで農業生産活動の体制整備を積極的に行う場合は10割単価を、それ以外は8割単価を交付。
- ※ 平成27年度データから協定参加者総数の調査方法が変更。参加している団体・法人の組織数ではなく構成員数でカウント。

(前ページより続き)

(単位:ha、千円)

年 度	第3期対策					第4期対策					増減率	備考
	22	23	24	25	26	27	28	29	増減数 (H28と H29)			
基本方針策定市町村数	33	33	33	33	33	34	34	34	0	0.0%		
協定締結市町村数	30	30	30	30	31	30	30	30	0	0.0%		
協定締結数	745	756	758	761	763	566	579	595	16	2.3%		
集落協定	742	754	756	759	761	565	578	594	16	2.3%		
10割単価	434	444	451	456	457	254	265	274	9	4.3%		
8割単価	308	310	305	303	304	311	313	320	7	0.6%		
個別協定	3	2	2	2	2	1	1	1	0	0.0%		
10割単価	3	2	2	2	2	1	1	1	0	0.0%		
8割単価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
対象農用地面積①	9,860	10,039	10,147	10,189	10,269	10,282	10,071	10,662	591	-2.1%		
交付金交付面積②	6,737	6,864	6,900	6,947	6,975	5,815	6,040	6,641	601	3.9%		
10割単価	4,935	5,051	5,102	5,181	5,205	3,914	4,136	4,606	470	5.7%		
8割単価	1,802	1,814	1,798	1,766	1,770	1,901	1,904	2,035	131	0.2%		
急傾斜	4,879	4,967	5,001	5,015	5,016	4,127	4,224	4,292	68	2.4%		
田	3,345	3,428	3,438	3,448	3,446	2,987	3,057	3,115	58	2.3%		
畑	1,416	1,449	1,461	1,465	1,465	1,086	1,113	1,123	10	2.5%		
その他	118	90	102	102	105	54	54	54	0	0.0%		
緩傾斜	1,843	1,897	1,899	1,932	1,959	1,688	1,816	2,349	533	7.6%		
田	1,520	1,485	1,495	1,519	1,529	1,328	1,444	1,970	526	8.7%		
畑	302	381	385	393	409	342	354	361	7	3.5%		
その他	21	31	19	20	21	18	18	18	0	0.0%		
交付面積率②/①	68.3%	68.4%	68.0%	68.2%	67.9%	56.6%	60.0%	62.3%	2.3%	6.0%		
参考												
中国四国	72.4%	71.8%	72.2%	72.2%	72.4%	70.1%	72.5%	72.7%	0.2%	3.4%		
都府県	74.4%	74.5%	75.1%	75.2%	75.5%	74.4%	75.7%	75.7%	0.0%	1.7%		
全国	82.8%	81.4%	82.1%	82.0%	82.0%	80.7%	81.5%	83.8%	2.3%	1.0%		
交付金額	953,236	977,329	982,160	987,962	988,925	887,541	943,804	1,029,377	85,573	9.1%		
10割単価	749,780	773,943	781,141	790,480	791,254	674,109	729,431	790,828	61,397	8.4%		
8割単価	203,456	203,386	201,019	197,482	197,670	213,432	214,373	238,549	24,176	11.3%		
(参考) 全国	51,794(百万)	53,280(百万)	53,845(百万)	54,086(百万)	54,175(百万)	51,405(百万)	52,329(百万)	52,967(百万)	538(百万)	1.0%		
共同取組費活動への配分割合	43.6%	44.8%	43.9%	43.8%	43.2%	38.1%	37.5%	40.2%	2.7%	7.2%		
(参考) 全国	55.9%	55.3%	54.6%	54.2%	53.0%	48.3%	47.9%	48.6%	0.7%	-0.8%		
県内の集落協定参加者総数	12,860	13,210	13,260	13,315	13,313	12,018	12,520	13,651	1,131	4.2%		

中山間地域等直接支払制度の全国の状況(第四期H28/H29)

(単位:ha)

ブロック	協定数				交付面積			
	平28	平29	増減	率	平28	平29	増減	率
北海道	332	331	△ 1	-0.3%	322,338	321,216	△ 1,122	-0.3%
東北	4,089	4,095	6	0.1%	69,460	69,856	396	0.6%
関東	2,323	2,333	10	0.4%	20,883	21,073	190	0.9%
北陸	1,964	1,924	△ 40	-2.0%	34,034	34,469	435	1.3%
東海	1,411	1,417	6	0.4%	12,740	12,828	88	0.7%
近畿	2,112	2,117	5	0.2%	24,893	24,999	106	0.4%
中国四国	7,874	7,893	19	0.2%	88,707	89,964	1,257	1.4%
中国	5,545	5,546	1	0.0%	65,237	65,864	627	1.0%
四国	2,329	2,347	18	0.8%	23,470	24,099	629	2.7%
徳島	467	466	△ 1	-0.2%	2,890	2,885	△ 5	-0.2%
香川	411	413	2	0.5%	2,604	2,615	11	0.4%
愛媛	872	873	1	0.1%	11,936	11,958	22	0.2%
高知	579	595	16	2.8%	6,040	6,641	601	10.0%
九州	5,766	5,745	△ 21	-0.4%	83,236	83,680	444	0.5%
沖縄	12	13	1	8.3%	4,438	4,438	0	0.0%
都府県	25,551	25,537	△ 14	-0.1%	338,391	341,306	336,868	0.9%
合計	25,883	25,868	△ 15	-0.1%	660,728	662,522	1,794	0.3%

※平成28年度実施状況公表値及び平成29年度実施状況見込値による比較

平成29年度

高知県中山間地域等直接支払制度の実施状況

平成30年6月29日
高知県地域農業推進課

1 県内市町村の取組状況

県下34市町村で促進計画策定済

○対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村数：34市町村

○促進計画を策定済み市町村数：34市町村

○交付市町村数：30市町村

●中山間地域等直接支払制度における各市町村別対象地域及び促進計画等の策定状況

市町村名	対象に関する事項						前対策での対象に係る事項		
	地域指定			基準指定			前対策で対象農用地基準を満たす農用地を有していた市町村	前対策市町村基本方針策定年度	前対策交付開始年度
	対象地域にある市町村	通常地域該当	特認地域該当	対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村	促進計画策定年度	交付開始年度			
高知市	1	1	1	1	27	27	1	22	22
宝戸市	1	1		1	27	27	1	22	22
安芸市	1	1		1	27	27	1	22	22
高岡市	1	1		1	27	27	1	22	22
土佐市	1	1	1	1	27		1	22	
須崎市	1	1		1	27		1	22	
宿毛市	1	1		1	27	27	1	22	22
北桜清水町	1	1		1	27	27	1	22	22
四万十市	1	1		1	27	27	1	22	22
香南市	1	1	1	1	27	27	1	22	22
香美市	1	1		1	27	27	1	22	22
東洋町	1	1		1	27	27	1	22	22
東半利町	1	1		1	27	27	1	22	22
田野町	1	1		1	27	27	1	22	22
安田町	1	1		1	27	27	1	22	22
北川村	1	1		1	27	27	1	22	22
黒路村	1	1		1	27	27	1	22	22
箕西村	1	1	1	1	27		1	22	22
本山町	1	1		1	27	27	1	22	22
大塚町	1	1		1	27	27	1	22	22
土佐町	1	1		1	27	27	1	22	22
大川村	1	1		1	27	27	1	22	22
いの町	1	1		1	27	27	1	22	22
仁深川町	1	1		1	27	27	1	22	22
中土佐町	1	1		1	27	27	1	22	22
佐川町	1	1	1	1	27	27	1	22	22
越知町	1	1		1	27	27	1	22	22
穂原町	1	1		1	27	27	1	22	22
日高村	1	1	1	1	27	27	1	26	26
津野町	1	1		1	27	27	1	22	22
四万十町	1	1		1	27	27	1	22	22
大月町	1	1		1	27				
三原村	1	1		1	27	27	1	22	22
黒瀬町	1	1		1	27	27	1	22	22
高知県計	34	34	6	34	-	-	33	-	-

1 対象農用地について

●平成29年度 各市町村別対象農用地面積 (単位: ha)

○制度の対象となる
(活用できる)農用地は、

10,662ha

○地域別対象農用地は、
通常地域: 94.2%
特認地域: 5.8%

○地目別対象農用地は、
田: 69.4%
畑: 28.3%
他: 2.3%

市町村名	対象農用地面積											
	対象農用地面積の合計	通常地域						特認地域				
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	その他	田	畑	その他	
高知市	703.4	142.3	3.0		185.3	35.3			102.2	101.3	50.8	83.3
窪川市	71.0	60.7	9.7			0.6						
安芸市	92.1	10.1	21.9		21.9	38.2						
新川町	136.0	72.0	8.0		34.0	8.0		14.0				
香美市	26.1	5.7	12.9		7.5							
奈半町	118.1	32.3			85.8							
高岡町	337.7	17.3	65.4	250.0	5.0							
佐治町	261.8	19.0	38.6	182.5			21.7					
阿波市	847.9	428.8	125.7	139.0	58.6	53.3	42.5					
高岡町	366.8	139.6	180.1		17.3	17.8		5.8	5.0	0.4	0.8	
香美市	875.7	492.4	103.4		215.5	52.1		12.3				
奈半町	89.0				89.0							
奈半町	70.6	52.6	8.0			8.0		2.0				
新川町	49.0	40.6	8.4									
阿波市	130.1	111.5	7.6		0.5	10.5						
北山村	16.3	2.2	0.4		8.4	5.2						
高岡町	52.8	9.2	1.1		32.0	10.5						
高岡町	8.8	6.3	2.5									
和山町	268.5	188.3	27.5		24.8	20.4		7.5				
大豊町	454.9	184.1	2.0		195.0	28.4		45.4				
大豊町	439.2	309.8	34.7		34.7	16.0		44.0				
大川村	76.0	5.0			35.0	3.0		33.0				
阿波市	520.6	177.3	9.6		299.7	34.0						
阿波市	451.7	43.7			321.5	18.7		67.8				
阿波市	202.1	75.3	110.5		5.9	10.4						
阿波市	399.0	64.0	43.0		20.0	4.0		60.0	133.0	16.0	59.0	
阿波市	392.0	97.0	46.4		237.2	11.5						
阿波市	218.5	154.9	1.8		40.8	21.1						
阿波市	22.6		3.6			19.0						
阿波市	438.4	228.0	8.3		183.7	12.5		6.0				
阿波市	1,932.8	801.0	978.0		94.8	51.0		7.0				
阿波市	0.0											
阿波市	245.0	12.2	232.8									
阿波市	348.0	151.0	195.0			2.0						
高知県計	10,662	4,134	2,291	571	2,254	491	64	239	168	239	67	143

2 交付金等について

●各市町村別協定数及び協定参加者数

○制度の実施市町村は、

30市町村

1) 集落協定数は、

594集落協定

○交付単価別の協定数は、
基礎単価(8割): 320協定
体制整備(10割): 274協定

2) 協定参加者数は、

参加者 **13,651人**(重複含む)
うち農業者**11,807人**

○協定は、多様な主体により
構成され、農業生産法人や
生産組織、非農業者等が参加

○農業者以外の参加のきっかけは、
「(非農業者が)希望した」
「元来から『共に集落を守る』
意識を共有」など。

市町村名	協定数	区分			協定参加者 総計(人)	農業者	その他
		基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 率			
高知市	39	27	12	30.8%	587	581	6
窪川市	6	2	4	66.7%	101	101	
安芸市	10	9	1	10.0%	202	202	
新川町	15	9	6	40.0%	138	138	
窪川市	12	11	1	8.3%	391	177	214
佐治町	12	4	8	66.7%	299	270	83
阿波市	48	4	44	91.7%	909	849	60
香美市	11	5	6	54.5%	96	96	
香美市	89	68	21	23.6%	1,396	1,308	88
奈半町	1	1		0.0%	23	23	
奈半町	9	7	2	22.2%	77	76	1
阿波市	6	3	3	50.0%	187	187	
阿波市	8		8	100.0%	175	175	
北山村	2	2		0.0%	33	23	10
高岡町	1		1	100.0%	113	76	37
和山町	17	7	10	58.8%	300	279	21
大豊町	32	26	6	18.8%	569	539	30
大豊町	18	8	10	55.6%	470	444	26
大川村	3	3		0.0%	19	19	
阿波市	21	14	7	33.3%	367	361	6
阿波市	19	13	6	31.6%	287	286	1
阿波市	28	22	6	21.4%	269	268	1
阿波市	9	4	5	55.6%	151	136	15
阿波市	31	29	2	6.5%	562	558	3
阿波市	6		6	100.0%	612	610	2
阿波市	1		1	100.0%	13	8	5
阿波市	62	33	29	46.8%	983	982	1
阿波市	56	4	52	92.9%	3,171	2,319	852
阿波市	2		2	100.0%	457	322	135
阿波市	20	5	15	75.0%	694	394	300
計	594	320	274	46.1%	13,651	11,807	1,844

2 交付金等について

●各市町村別協定面積及び加算措置面積

(単位: ha)

3) 協定締結面積は、

6,627ha

- 交付単価別の面積は、
基礎単価(8割): 2,035ha
体制整備(10割): 4,592ha

- 加算措置面積は、
集落連携: 1,870ha
超急傾斜: 1,320ha

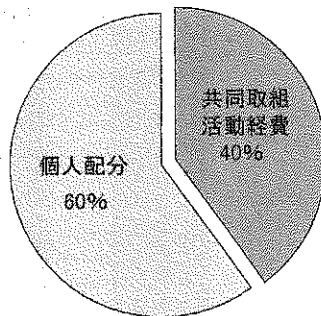
市町村名	協定締結面積 (通常地域+特認地 域) (カバ一率)	区分			加算措置面積	
		基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 面積率	集落連携 (A)	超急傾斜 (B)
高知市	57.1%	401.5	256.7	144.9	36.1%	183.2
室戸市	75.9%	53.9	7.4	46.5	86.3%	
安芸市	70.6%	65.1	46.0	19.1	29.4%	
南国市	58.1%	79.0	26.4	52.6	66.6%	
福毛市	43.0%	145.1	126.1	18.9	13.1%	
土佐清水市	63.6%	166.5	38.6	127.9	76.8%	
四万十市	60.0%	508.7	22.0	486.7	95.7%	64.4
香南市	17.3%	63.4	21.8	41.7	65.7%	6.3
香美市	69.1%	605.2	392.8	212.4	35.1%	62.2 189.3
東洋町	37.6%	33.5	33.5		0.0%	33.5
新半田町	67.7%	47.8	31.2	16.5	34.6%	
田野町	84.8%	41.6	15.2	26.4	63.5%	
安田町	40.2%	52.3		52.3	100.0%	
北川村	100.0%	16.3	16.3		0.0%	6.2
馬路村	68.0%	35.9		35.9	100.0%	35.9 24.9
本山村	65.8%	176.8	21.7	155.0	87.7%	47.1 109.7
大豊町	60.4%	274.7	127.2	147.5	53.7%	134.9 87.5
土佐町	80.4%	353.0	67.6	285.4	80.8%	238.9
大川村	14.0%	10.6	10.6		0.0%	
いの町	29.5%	153.5	72.8	80.7	52.6%	24.2
仁愛町	28.7%	129.5	68.1	61.4	47.4%	24.4 25.4
中土佐町	90.2%	182.2	112.8	69.5	38.1%	49.3
後川町	12.7%	50.9	20.6	30.3	59.5%	
越知町	67.1%	263.0	247.2	15.8	6.0%	9.8
特産町	100.0%	218.6		218.6	100.0%	121.4
白鳥村	87.3%	19.7		19.7	100.0%	
津野町	78.2%	343.0	178.2	164.8	48.1%	
四万十町	85.4%	1,650.0	31.7	1,618.3	98.1%	1,237.6 214.8
三原村	100.0%	245.0		245.0	100.0%	245.0
黒潮町	69.3%	241.0	42.9	198.2	82.2%	14.5
計	63.1%	6,627.0	2,035.1	4,591.9	69.3%	1,870.0 1,320.5

2 交付金等について

4) 交付金額は、

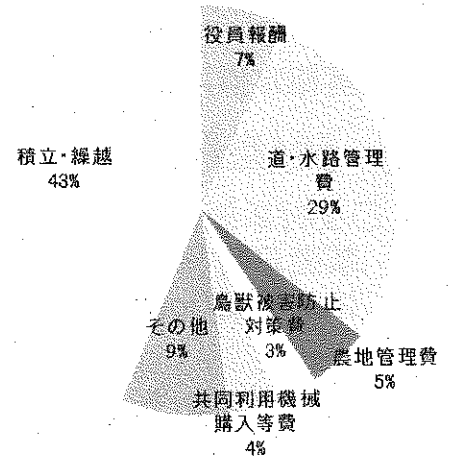
10億2,927万円

- 交付金の配分は、
個人配分 : 59.8%
共同取組活動費: 40.2%

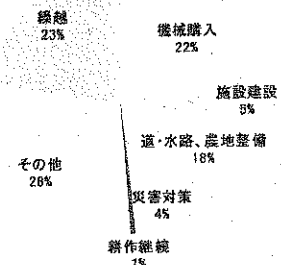


- 積立・繰越金の使途は、
・「機械購入・修繕」
・「道・水路・施設の工事」
・「災害対策」等

共同取組活動費の内訳



積立・繰越の内訳



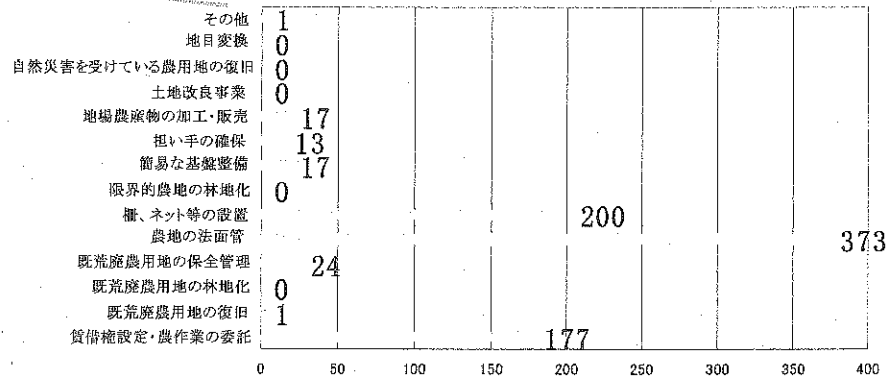
【参考】

- ・1協定あたりの協定面積 11.2ha
- ・1協定あたりの参加者数 23人
- ・1協定あたりの交付金額 173.3万円
→1人あたりの交付金額 7.5万円

4 集落協定の取組状況について

1) 農業生産活動等の実施

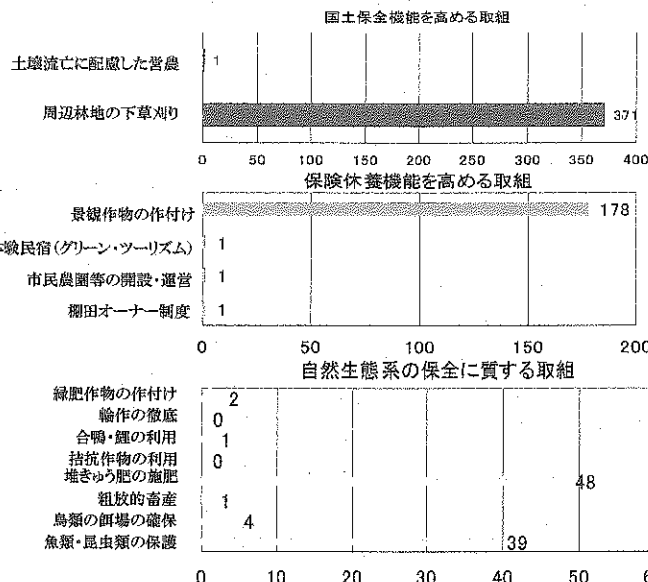
- 農用地に関する事項は、
- ・法面の点検 : 5割弱
 - ・柵等の設置 : 2割
 - ・賃借・作業委託: 2割



【参考】※DSの合計

- ・全協定の管理水路の延長 1,932km
- ・全協定の管理農道の延長 1,940km

- 多面的機能を増進する活動は、
- ・周辺林地の下草刈り : 6割弱
 - ・景観作物の作付け : 3割弱
 - ・堆きゅう肥の施肥 等: 2割弱



4 集落協定の取組状況について

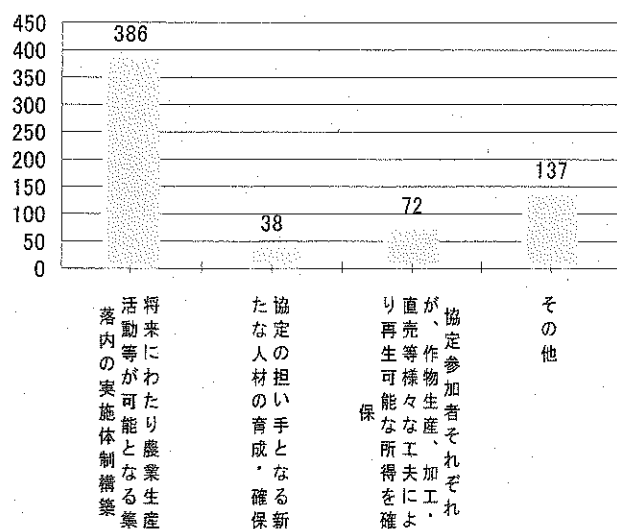
2) 集落マスタープランの内容

○集落の目指すべき将来像は、「将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制構築」が最多

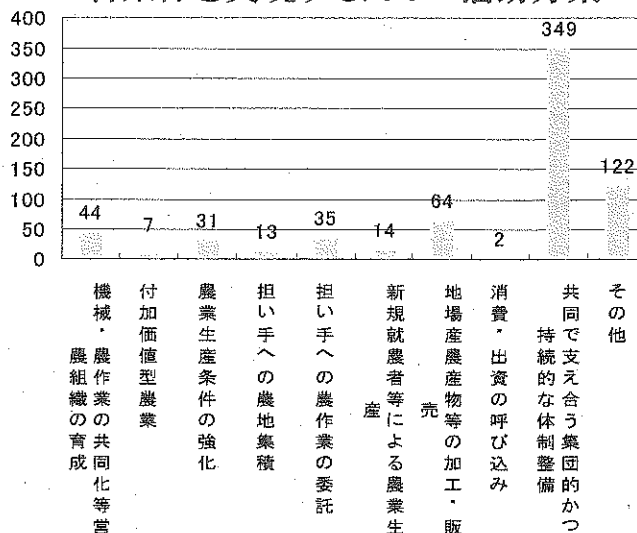
○将来像を実現するための活動方策は、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が最多

※○要件を選択した協定が選択しているため

目指すべき将来像



将来像を実現するための活動方策



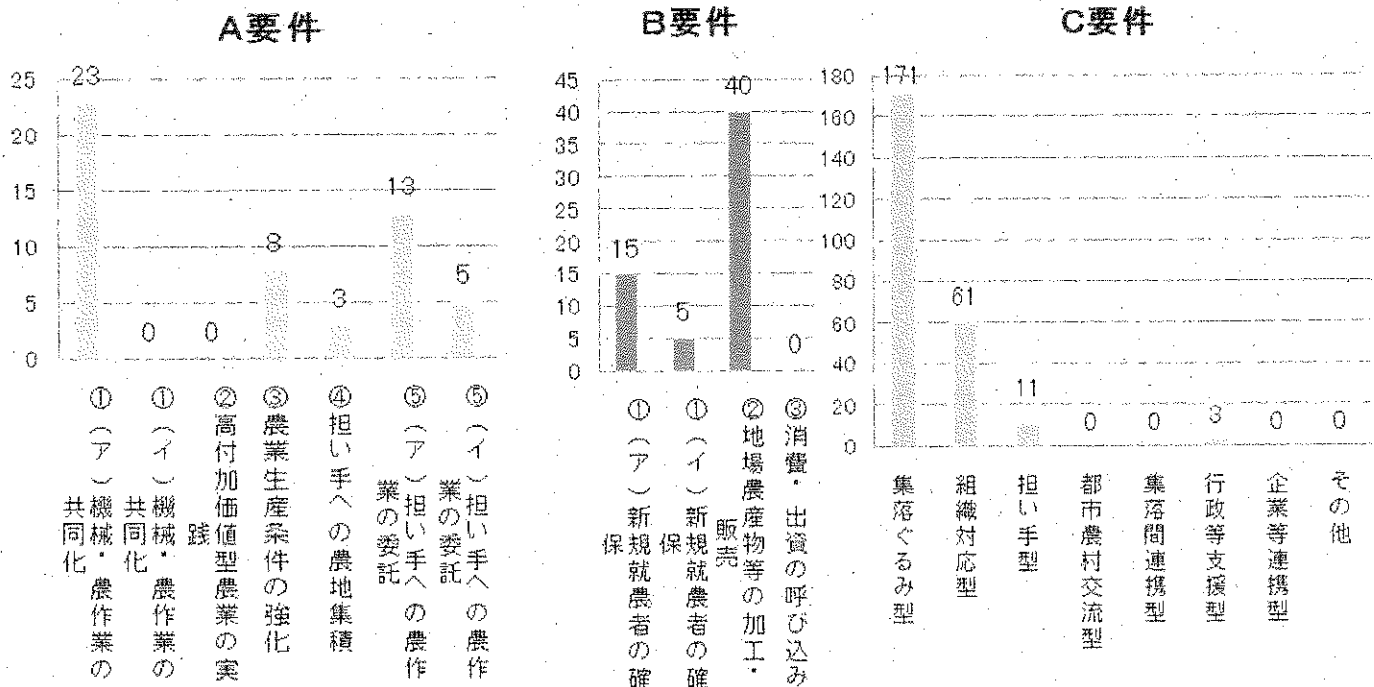
4 集落協定の取組状況について

3) 体制整備(10割)の取組内容(274協定)

○A要件を選択している協定は、
34協定

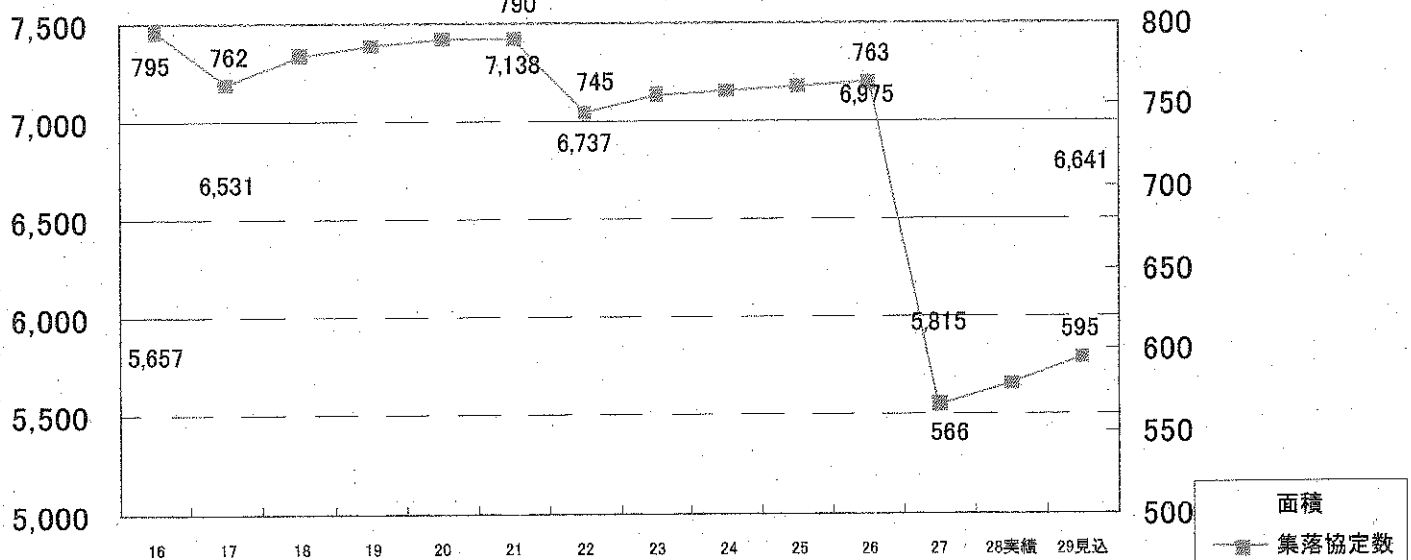
○B要件を選択している協定は、
48協定

○C要件を選択している協定は、
229協定



5 参考 県内の取組状況について

1) 協定数と協定締結面積の推移(1期末(H16)~4期3年目(H29))



都道府県中間年評価書

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部地域農業推進課
(市町村数) ①全市町村数：34 ②対象市町村数：34 ③促進計画策定市町村数：34 ④交付市町村数：30		(協定数) ①協定数：595 ②基礎単価：320、体制整備単価：275 ③集落協定：594 ④個別協定：1 ④交付市町村数：30	
(交付面積) ①耕地面積：27,800ha ②対象農用地面積：10,833ha ③交付面積：6,639ha (基礎単価：2,035ha、体制整備単価：4,604ha) ④加算単価面積 (集落連携・機能維持加算：1,833ha、超急傾斜農地保全加算：1,331ha) ⑤地目別交付面積 (田：5,083ha、畑：1,484ha、草6ha、採66ha) ⑥交付基準別交付面積：通常地域 (急4,195ha、緩2,012ha、高239ha、草0、特0) 特認地域 (急 95ha、緩 98ha、高 0、草0、特0)			
交付総額	1,029百万円	配分割合	(個人) 594百万円 (共同取組) 435百万円
(協定の概要) ①1協定当たりの参加者数：22人、交付面積11.2ha、交付金額173万円 ②参加者一人当たりの交付金額7.9万円 ③1市町村当たりの協定数：20、交付面積221ha、交付金額3,430万円			
交付金交付の評価 (運用第17等)			
<p>1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況</p> <p>ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。 但し、マスタープランの取組内容に温度差が非常にあるため、効果の薄いと感じる取組を実施している集落では、第5期対策で協定面積の縮小や協定廃止、今後は高齢化の進行と共に行政や周辺集落との繋がりが希薄になっていくのではないかと考えている。 ○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：6、返還が必要な協定数：0</p> <p>2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況</p> <p>ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。</p> <p>(1) 耕作放棄の防止等の活動 種々の取組のうち、①法面点検を実施している協定が60%、②柵・ネット等の設置が35%、③賃借権設定・農作業の委託が35%、その他は10%未満の選択となっている。 ○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：10、返還が必要な協定数：0</p> <p>(2) 水路・農道等の管理 水路は543協定、農道は578協定、その他施設は1協定で管理活動を実施している。 ○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：1、返還が必要な協定数：0 ○全協定の管理水路の延長：2,080km 管理農道の延長：2,005km ※H28データシートより</p> <p>(3) 多面的機能を増進する活動 種々の取組のうち、①周辺林地の草刈りが63%、②景観作物の作付が32%、③堆きゅう肥の施肥が8%、その他の活動は数協定が選択となっている。 ○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：3、返還が必要な協定数：0 ○周辺林地の下草刈の面積：46ha、棚田オーナー制度の対象面積：768㎡、市民農園等の面積：1,000㎡、体験民宿の施設数：1 ※H28データシートより</p>			

法面管理、鳥獣害対策、賃借権、周辺林地や景観作物等、従前より行っている活動を選択している協定がほとんどであるが、制度を活用することで経費の面で集落の負担軽減になっている他、市町村職員がその内容を年1回以上確認することで集落にチェックの目が入り、耕作放棄地の発生防止及び農業生産活動の継続に役立っている。

また、近年鳥獣被害に苦慮する協定が増えてきており、耕作放棄の防止等の活動として柵・ネット等の設置が増えてきている。

市町村担当者、集落、農業者、各々の意識の差から、活動の質に大きな差が存在しており、どの程度の活動を行えば適正と判断できるのか指導・助言に苦慮している。

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。

・体制整備要件

(1) A要件

各取組のうち、①機械・農作業の共同化を25、②高付加価値型農業の実践を0、③農業生産条件の強化を8、④担い手への農地集積を3、⑤担い手への農作業の委託を19協定が選択している。

○選択協定数：34、指導・助言が必要な協定数：0、返還が必要な協定数：0

(2) B要件

各取組のうち、①新規就農者の確保を12、②地場農産物の加工販売を41、③消費・出資の呼び込みを0協定が選択しており、指導・助言が必要な協定は全て②を選択した協定となっている。

○選択協定数：49、指導・助言が必要な協定数：6、返還が必要な協定数：0

(3) C要件

支援体制のうち、集落ぐるみ型を167、組織対応型を61、担い手型を10、行政等支援型を3協定が選択している。 ※H28データシートより

○選択協定数：232、指導・助言が必要な協定数：2、返還が必要な協定数：1

・加算措置

(1) 集落連携・機能維持加算

○選択協定数：38、指導・助言が必要な協定数：4、返還が必要な協定数：0

(2) 超急傾斜農用地保全管理加算

○選択協定数：145、指導・助言が必要な協定数：4、返還が必要な協定数：0

29年度の要件緩和により、超急傾斜加算に取り組む集落が大幅に増加し、超急傾斜地の耕作放棄地の発生防止及び農業生産活動の継続に役立っている。

4 集落協定内における話し合いの状況

ほぼ全ての協定で制度の実施に必要な話し合いが十分に行われている。話し合いの回数に減少が見られる等、指導・助言の必要な協定もあるが、協定で指導・助言等を行うことにより、全ての協定で制度の実施に必要な話し合いは、十分に行われる見通し。

○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：13、返還が必要な協定数：0

○話し合いの回数が増加：56、変わらない：532、減少：6

5 集落戦略への取組状況

取組の必要性についてわからないと回答した協定は235協定と、依然4割ほどの協定代表者等が取組の必要性を判断できるほど、集落戦略の取組内容を理解できていない。

未作成の544のうち、担い手が確保されるなど将来に向けた体制が一定整備されている集落等を除く452が指導・助言の対象となっている。

指導・助言の必要な協定のほとんどが15ha以下の協定であり、隣接集落等と連携出来ない場合はメリット措置がないため、広域連携が進まない地域は作成の検討に至ることができない状況。

また、集落戦略のメリット措置と作成の手間を天秤にかけ、魅力を感じないとの判断で未作成の集落に対して、指導・助言等のみで動かすことは困難である。

集落戦略をほとんどの集落で作成させるのであれば、作成手法のマニュアル化・簡素化、電子ファイルで記載例入りのひな形の配布、集落戦略作成後の具体的なメリット活用の事例集、集落戦略作成の手引き等を作成すべきと考える。

○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：452、返還が必要な協定数：0

(1) 協定内で集落戦略を作成する必要性

①必要：212、②不必要：147、③わからない：235

(2) 集落戦略の作成状況

①作成済：42、②作成中：8、③未作成：544

(3) 集落戦略の実現に向けた取組

①実施中：47、②実施を検討中：79、③未実施：468

-
- ・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外） 128協定
 - ・指導・助言が必要な協定数〔（指導内容による分類）〕 466協定
 - ・返還等の措置が必要な協定数〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付 0協定

制度の評価（成果と課題）

1. 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）について

(1) 4期対策からの加算措置（広域化支援）の要件により、A要件又はB要件を選択する協定が3期対策時と比較すると大幅に増加（体制整備単価の協定の2割程）しており、市町村評価によれば、概ね達成基準はクリアできる見込みで、着実に地域で生産体制の構築の芽が育まれている。

しかし、厳しい地域の状況から、現在の共同取組の活動維持を取組目標に掲げている集落が多くある。地域が目指す農業振興に資するためには、まずは持続的に取組が継続できるように、維持・継続を目標とした支援が必要である。そして、自律的に取り組むことのできるようになった段階で、さらに発展的な活動、好循環を生み出す方向への支援と、段階的な支援を実施する必要がある。

(2) 多面的機能支払との重複実施の拡がりによって、農業外の個人・組織が参加した協定が151、非農業者の参加者数は県内全体で構成員の一割ほどと、3期と比較して割合は増加しており、水路・農道の維持管理作業のほか農業生産、加工・販売等の6次産業化、協定事務のサポート等多様な活動に参加している。

(3) また、県内に集落営農組織が200程度存在するが、そのうち159組織は構成員や活動範囲が協定のそれと一部又は完全に重複している。このことは、制度への取組が集落営農への取組の入り口となっていること、県内の集落営農の推進において、多大な影響・効果をもたらしていることを示している。しかし、高齢化やリーダー役を担う人材不足、人材の確保が課題となっており、現在組織数の増加は伸び悩んでいる。

地域のリーダー育成や事務の集約化（協定の広域化）による体制の維持などの実現可能な好事例を情報収集し、参考事例として提供していく必要がある。また、情報提供のやり方についても、より農業者の頭に残りやすい、より農業者の手元に届く情報提供の方法を検討していく必要がある。

2. 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）について

(1) 集落営農組織を結成するに至った集落などで、高収益作物の導入は図られているが、A要件の「高付加価値型農業の実践」を選択している協定は0である。

(2) B要件の「加工・販売」を選択している協定は41あり、多くは交付金を加工設備の更新や活動経費等に活用するなどして取組の維持・向上に向けて着実な取組が見込まれるが、いくつかの協定で達成基準への到達に遅れが見られる。

その理由としては、加工作業のリーダー役の方が倒れてしまい、加工の活動が停滞している、販路開拓が思うように進んでいない等、人材不足・売り先の確保・商品のブラッシュアップが課題となっている。

6次産業化事業の中にそういった支援策があり、これまでも市町村を通じて情報提供・事業の活用を図っているところであるが、遅れの見られる集落へは重点的に本事業のラインからも6次産業化の支援策の情報提供などを図っていく必要がある。

3. 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）について

（1）耕作放棄地の防止、水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動やC要件を選択している232協定の取組は、ほぼ全ての協定で概ね達成基準はクリアできる見込みで、着実に集落の維持活動は行われているが、C要件の集落ぐるみ型を選択している集落（167協定※H28DS）の多くは、現時点では地域の担い手の方が引き受けているため問題ないが、いずれ訪れる中心的な農業者がリタイアした際には体制を維持できないと考える。それまでの間に組織化又は後継者の確保を図れない場合は、中心的な農業者のリタイアが協定の崩壊、集落の農地維持活動に支障をきたし、中山間地域の農地の荒廃化が一気に進む可能性がある。

制度により、農地が維持されているうちに、集落営農の組織化やU・ターンを含めて地区内外から新たな人材を呼び込み、家族農業でも成り立つ経営モデルの構築等を早急に図る必要がある。そのためには、国・県・市町村がより密に連携し、集落や地域の課題が顕在化する前に把握し、集落へ投げかけ、意識醸成を図っていく必要がある。

4. 行政取組等については、別紙3のとおり。

5. 1～4及び集落等に対するアンケート調査結果等を踏まえた制度全体に係る総合的な評価について

（1）優264協定、良320協定、可11協定、不可0となっている。全体的に高評価で着実な取組がなされていると評価できる。

（2）本制度は、集落等での共同活動を実施する際の貴重な財源、参加する農業者の営農上の財政的な保障になっており、そのことが制度への取組意欲、耕作意欲の維持、ひいては耕作放棄地の発生防止、多面的機能の発揮の促進につながっている。

（3）本制度を活用して、積極的に体制整備に取り組む集落等も見られるが、多くの集落では現状維持が目標になっていることが多い。しかし高齢化・過疎化が進行する中、地域によっては、維持目標を掲げるだけでも精一杯、という地域も存在することから、県としては、耕作放棄地の発生を防止し、現状維持の目標が達成できていることで評価できると思う。

また、協定を継続できるような支援、体制整備の考え方、現状の全国一律でなく地域差を考慮した制度設計の検討も必要ではないかと考える。

（4）事務処理の煩雑さ、高齢化等から、事務代行の要望も高い。事務代行組織の設立を考えている市町村も増えてきていることから、事務代行の取組事例を全国から収集し、優良事例を情報提供できれば役立つのではないかと考える。

（5）さらに、協定期間を5年から3年もしくは単年度ごとに短縮して欲しいとの意見がなお根強くある。なぜ短縮を求める声が消えないのか、なぜ参加者は不安に思うのか、農業者の心に寄り添い、制度の根幹をなす協定期間がなぜ1期5年なのか、それが取組を通して理解できる設計、理解できる説明に努める必要がある。

（6）最後に、今回の中間年評価に際して、制度上認められている免責事由に該当する事項によって交付金の一部返還を行った集落を、そのことをもって「行政がサポートしても改善が見込めない集落」と評価する国の姿勢、制度上認められているものを否定するような中間年評価の仕方、考え方は検討の余地があると思われる。

（7）本制度の意義は何なのかを考え、上記の意見を踏まえた制度設計を今後検討して頂ければ幸いである。

「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
① 話し合い活動の充実	17	
② 非農家等多様な人材の参画推進	70	
③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	56	
④ 地域外者等との連携強化	11	
⑤ 近隣集落等の連携強化	127	
⑥ 活動内容の再検討(変更)	4	
ア 活動目標	4	
イ 達成目標		
ウ 加算措置		
エ 単価		
⑦ 組織的な営農活動の導入	23	
⑧ 共同取組活動の充実	10	
⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検(内容や参加状況)*	95	
⑩ 協定参加者の意向把握*	258	
⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)*	79	
⑫ その他(集落戦略の作成を検討するよう指導、景観作物(永年作物)の改植について検討、話し合い活動の充実、集落戦略について個別説明)	21	

*は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目

注) 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

「返還措置等」の内訳

指導内容	集落協定数等	
	件数	金額(円)
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)		
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)		
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)		
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)		
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)		
⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)		
⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)		
⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)		
⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)		

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部地域農業推進課
1 市町村の取組に関する集計			
(1) 推進体制			
①市町村数：30			
②1市町村当たりの担当者数：1.6人			
③業務の内訳：「協定書の審査や交付金の交付事務」、「集落等への事務支援」、「実施状況の確認」が主な業務となっている			
(2) 支援体制			
①関係機関・団体との連携状況			
(i) 市町村の他部局：9市町村			
(ii) 都道府県の出先機関：9市町村			
(iii) JA：10市町村			
(iv) 農業委員会：17市町村			
(v) 土地改良区：1市町村			
(vi) 農地中間管理機構：0市町村			
(vii) その他：3市町村（農業公社、狩猟会等）			
②連携の内容			
(i) 市町村の他部局：公共事業実施に係る調整、小さな拠点づくり、農業者の所得確認等			
(ii) 都道府県の出先機関：現地確認。集落営農の推進、6次産業化の取組等			
(iii) JA：交付金の支払事務、農産物のブランド化、集落営農の推進等			
(iv) 農業委員会：現地確認、荒廃農地調査、農地情報の共有、農地の斡旋			
(v) 土地改良区：農道・水路等の情報共有			
(vi) 農地中間管理機構：事例なし			
(vii) その他：農作業受委託の調整、事務支援の実施、鳥獣被害情報の共有			
③「支援チーム」による取組：事例なし			
(3) 集落等への支援内容・効果			
①市町村が行った主な支援内容：「書類作成の事務支援」、「問い合わせや相談（活動内容や交付金の使途等）への対応」、「制度説明会の開催」			
②市町村による支援の効果：「書類の質的向上」、「集落の事務作業の負担が軽減されたことによる農業者の取組意欲の向上」、「制度への理解が一定程度深まった」、「集落内の協働意識の向上」、「共同活動や集会が円滑に実施された」、「協定内容が着実に実施された」、「集落の代表者等との信頼関係の構築」、「農業者の不安軽減」等			
③市町村の自己評価：○が27市町村、△が3市町村、となっている			
2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価			
(1) 市町村の推進活動等に関する評価			
①市町村段階の推進活動に関し、中山間地域等直接支払制度に関する業務量は、県内全体で、年間5,700人・日余りと膨大な人と時間を要している。（毎年約1ha分の交付金を交付するために1人・日分の業務量を費やしている計算になる。） また、支援体制では、他部局や県出先機関、JA等と連携している部分はあるものの局所的な対応での連携となっており、制度全体の推進や集落の将来像実現に向けた支援チームの結成等には発展していない。			
②高齢化・過疎化の進む中、協定違反及び交付金返還となる集落を極力発生させないために多大な時間を要して、交付金の算定業務、集落が作成する書類の質の維持、毎年繰り返す制度変更を高齢の農業者に理解して貰う、実施状況の細かい確認作業等が行われている。現行制度上やむをえないことであるが、そこに時間を割かれて本来期待している制度を活用した集落の創造的な取り組みへの支援が後回しとなっている。			
③集落側からも「市町村の事務支援のおかげでなんとか制度に取り組むことが出来ている」との声もあり、市町村段階の推進活動は、制度への理解と円滑な制度の実施、耕作放棄地の発生防止といった面で、一定の効果を発揮しており、おおむね評価できるものであったと判断するが、今後国において、市町村推進活動のあり方等を検討する必要があるのではないかと考える。			

(2) 今後、必要な支援

現状の制度の推進業務の考え方が制度の周知、審査、確認業務に偏っており、本交付金を活かして、どう集落をモデリング（構築）していくかという制度の根幹の部分の支援をいかに行うかの視点が欠けていると言わざるを得ない。

市町村の持つマンパワーをどう配分していくか、現在の業務量、費用対効果等も考え、思い切った事務の効率化、より創造的な支援体制への転換が必要。

そのためには下記の4点が必要。

①予算の十分な確保

推進予算のこれ以上の削減は、推進活動が十分に出来ず、制度の維持が困難となる恐れがある。また、協定広域化のための非常に有効なツールである集落連携・機能維持加算の広域化支援については、5期対策でも引き続き維持して頂きたい。

②制度の改善

例えば現在の条件不利性の判定基準は、傾斜別・地目別の単価を採用しているが、思い切って傾斜別は廃して、昭和25年以前の旧市町村を単位とする地域別の単価（山間地域と中間地域の地域区分を2つに分け、そこに地域の高齢化率を加味してカテゴリー分けするなど）を採用し、事務を短時間で実行するような制度変更が望まれている。

③情報提供の方法の検討

現在でも優良事例の収集や提供は行っているが、末端の集落まで制度を活用した取組事例の情報提供がほとんど行われておらず、優良事例の横展開が図れていない。これは、HPや電子メールに偏っている国・県の情報提供の仕方にも工夫があるが、市町村職員から能動的に情報を取りに行く意識、集落の代表者等に、自ら進んで情報提供する、学びの機会を提供するといった意識の改革が必要。また、高齢の農業者に対しての制度をわかりやすく説明出来るようなツールの整備も要望したい。個々の市町村職員のレベルできちんと制度を理解したうえで、わかりやすい説明というのは中々困難である。

④業務マニュアル（手引き）の配布

引き継ぎに際しても中断なく支援を実施できるよう業務マニュアル（手引き）を作成するなどして中断なく支援できるサポートが必要。

こうやって生み出し確保した時間で、各種事業を組み合わせるなど、地域の課題に沿った事前策の提案が出来る仕組みづくり等が必要。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

担当職員1名に、その上席の職員が業務サポートという2名体制で市町村支援を行っている。他部局と連携した取組としては、「高知県が推進している集落活動センター（高知県版の小さな拠点）と集落協定との連携」を模索しているが、それ以外では、「他部局との連携」「出先機関の関与」「市町村支援チーム」「農地中間管理機構、JAの都道府県組織、農業会議など関係機関・団体との連携」などはない。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

No.1	取組面積の回復、加算措置の活用
No.2	制度の周知・徹底
No.3	広域連携の推進

市町村に対する支援の効果

4期対策初年度に取組面積は大幅に落ち込んだものの、29年度には3期末の面積の95%程まで回復、加算措置を活用する市町村や集落は大きく増え、交付金を活用した種々の取組により「耕作放棄地の発生防止」の効果を中山間地域にもたらしている。

また、市町村における集落代表者等への説明会参加等により、制度に参加する農業者の、制度内容の理解度向上、整備する書類等の質的向上が図られた。

広域連携については、目に見える成果は上がっていないが、着実に市町村職員の意識等は変わってきており、各地域で少しずつ動き出す集落が出てきている。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

市町村や集落が求める支援を満足には行えていないが、限られた人員等の中では、効率的・効果的な支援が行えたのではないかと考えている。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

①地域農業をどう守っていくのか、集落等にどういった体制を構築していくのが良いのか、これからはこれまで以上に、より創造的な支援が求められている。県には、市町村職員が時間的余裕を産み出し、より効率的に動ける支援が求められている。

②5期初年度に協定丸ごと廃止になる集落を極力減らすため、集落協定の広域化と協定農用地の担い手の組織化（集落営農の推進）を引き続き支援していく。併せて多面的機能支払交付金の重複実施や協定組織の事務代行組織の設立など中山間直払を土台とした地域農業の体制作り（体制の再構築）に取り組んでいく。

③今回の調査で示された市町村の業務量は、必ずしも取組面積や協定数に単純比例したものではないことから、多大な時間を費やしている市町村からはその原因を、効率性の高い市町村からはなぜそれが可能なのかを明らかにし、県内全体で情報共有し、省力化に努める必要がある。市町村と集落の役割分担等の思い切った見直し等もすすめ、業務改善や取捨選択を促し、定例的な業務や書類作成等についてのマニュアル化にも取り組む必要がある。

④さらに、取組事例の情報共有方法の見直し等により、農業者の知識習得をより効果的に進める他、市町村や地域の課題を把握したうえでの支援に努める必要がある。

⑤また、現在県の出先機関やJAなどの関連団体等との連携はほぼなく、県段階では担当部署単独で制度推進を行っている状態である。他県事例も参考に出先機関等と連携した推進活動について検討してみることも必要である。

連携した取組としては、地域農業再生協議会などの通常開催されている会議の場などを活用して、集落の将来像など地域農業の振興に関わる取組について、本制度の交付金を活用した事例を収集し、提供していくことも考えていく。

事務代行の取組についても、県内での取組を優良事例として県内で情報共有し、市町村から集落段階での検討材料にしてもらい、対策の変わり目（H32）に広域化のより一層の展開を図る。

⑥上記内容を進めるに当たって、県や市町村の知恵や業務改善だけでは当然解決できないことも出てくる。そういった際は、国等へ積極的に、相談や政策提言等を行い、制度そのものの抜本的な改善や知識の提供等、様々な面での後押しを得ることも必要である。

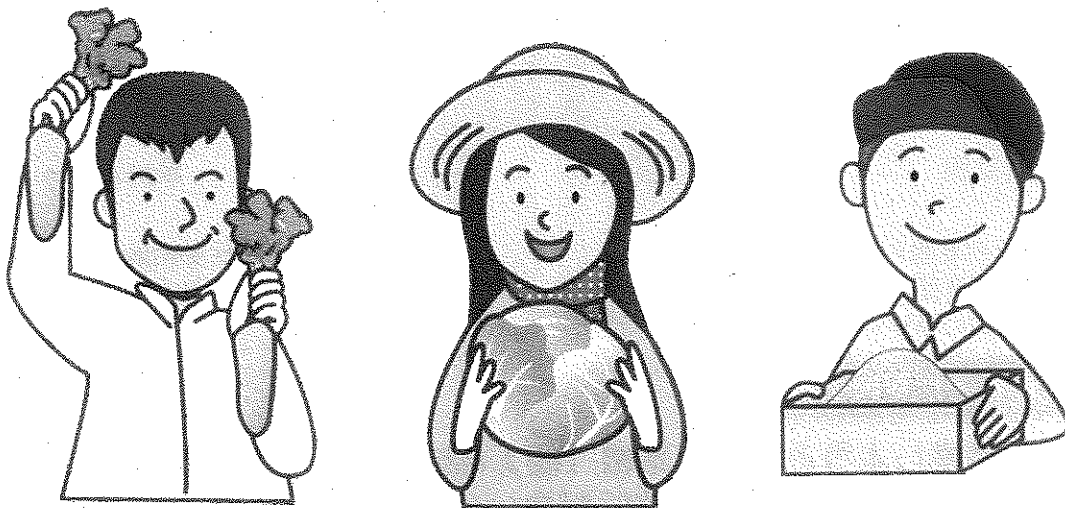
地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

平成
30年度

日本型直接支払制度のうち
環境保全型農業直接支払交付金

資料
1

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と
合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に
効果の高い営農活動を支援します。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

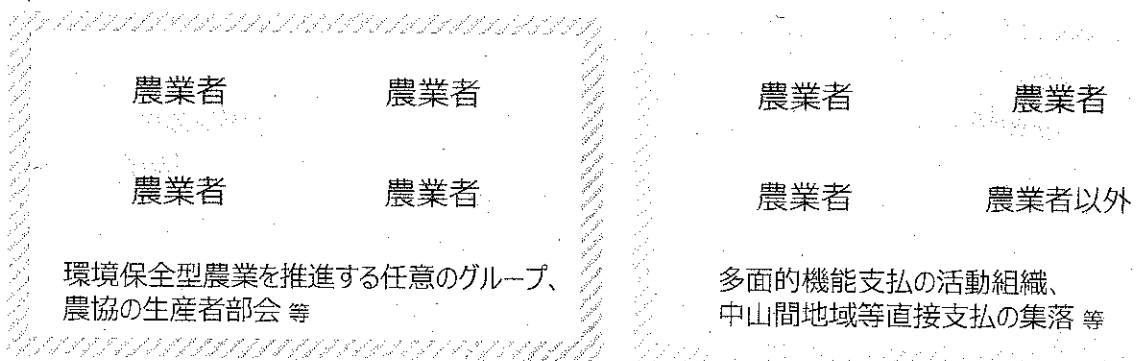
対象者（申請主体）

① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織が対象になります。

農業者の組織する団体（以下「農業者団体」といいます。）は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

＜農業者団体の例＞ 農業者 は、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者



② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当して、市町村が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

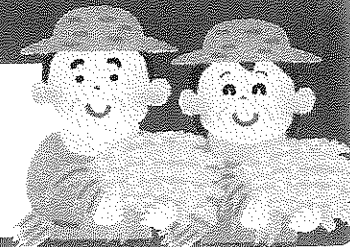
農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること※
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

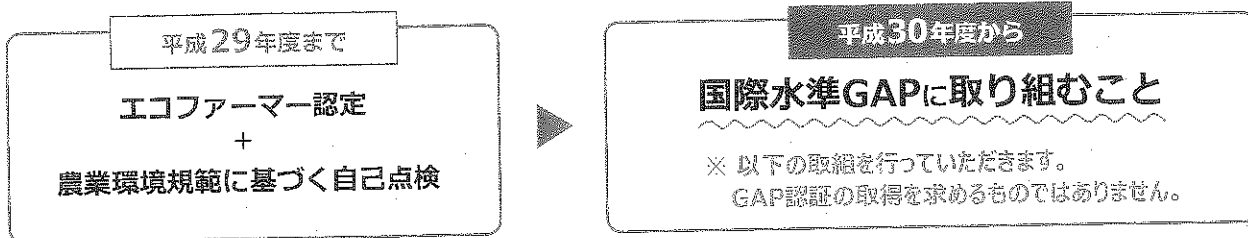
※ 詳しくは、パンフレット「平成30年度から環境保全型農業直接支払交付金の交付要件が変わります」をご覧ください。

環境保全型農業に取り組むみなさまへ

平成30年度から 環境保全型農業直接支払交付金の 交付要件が変わります



生産者のみなさまがこれからもより良い農業を続けていけるように、農林水産省は、農作業の工程を見直し、経営の改善などにつなげる「GAPの実施」を進めています。環境保全型農業直接支払交付金では、環境保全の取組だけではなく、消費者が重視する食品安全や、生産者自らの身を守るための労働安全などにも取り組む「国際水準GAPの実施」を30年度から新たな交付要件とします。



取り組んでいただく内容

ステップ 1 国際水準GAPに関する指導・研修を受けてください

- GAP指導者による指導
 - 民間団体が主催する研修
 - 地方公共団体が主催する研修
 - オンライン研修※ など
- ※ 平成30年6月頃までにオープン予定

農林水産省提供の
無料オンライン
研修もあります



指導・研修の内容は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理、これら5つの項目を含んでいることが必要です
受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます

ステップ 2 GAPを実施してください

1 の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、GAPの取組を実施します。

ステップ 3 「GAP理解度・実施内容確認書」を提出してください

- 1 の指導・研修で学んだ内容に基づいて、ご自身にとって必要な取組、課題を考えます。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「課題の理解」の欄に記入します。

- ご自身が必要だと考えた取組を実施してください。
- 「GAP理解度・実施内容確認書」の「実施内容」の欄に記入してください。

- 関連書類をご自身で保管してください。

GAPの取組を行ったことを証明する書類（例：ほ場台帳、栽培計画、農薬の使用計画、農薬・肥料等の在庫台帳、出荷記録台帳など）を保管してください。提出を求められることがあります。

GAP理解度・実施内容確認書 拡大版は [\[中国\]](#) をご覧ください

課題の理解	実施内容
1. 食品衛生管理の観点から実施する取組 (1つ以上)	対応状況
2. 労働安全の観点から実施する取組 (1つ以上)	対応状況
3. 環境保全の観点から実施する取組 (1つ以上)	対応状況
4. 人権保護の観点から実施する取組 (1つ以上)	対応状況
5. 農場経営管理の観点から実施する取組 (1つ以上)	対応状況

課題の理解

指導または研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。

1. **食品安全**の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]

2. **環境保全**のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]

3. **労働安全**のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]

4. **人権保護**のために必要だと考える取組（2つ以上）

※ 従業員を雇用している場合、記載すること

[
•
•
]

5. **農場経営管理**のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
•
•
]



**民間団体による第三者認証を取得している場合などは認
「指導・研修」や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を**

①	民間団体による第三者認証を取得している場合 → すでにGAPに関する知識を有し、実施しているので、要件を満たしています。
②	民間団体による第三者認証の取得準備中の場合 → GAPに関する知識を習得中であり、実施に移行していると考えられるので、要
③	【H30,31限り】国が定めるGAP共通基盤ガイドラインに準拠した都道府県GAPの取組 → 都道府県GAPの取組の確認を受けたことを証明する書類の提出と合わせて、人 受講及び該当部分の「GAP理解度・実施内容確認書」の提出が必要です。ただし 満たす場合には、指導・研修の受講及び「GAP理解度・実施内容確認書」の提出

実施内容

左記の各項目に記載した取組事項ごとに、
実際に取り組んだ内容を記載してください。

取り組んだこと

→ [.
]

取り組んだこと

→ [.
]

取り組んだこと

→ [.
]

取り組んだこと

→ [.
]

30年度は実施を必須としません

取り組んだこと

→ [.
]

**証書等の提出をもって、
を省略することができます。**

認証書の提出が必要です。

件を満たしています。認証取得準備中であることがわかる書類の提出が必要です。

組の確認を受けている場合

権保護、農場経営管理の項目に関する指導・研修（パンフレットによる学習等を含む）の、都道府県GAPが食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の全項目を省略することができます。

Good Agricultural Practice つまり、より良い農業生産に取り組むこと。

国際水準GAPの実施とは、①食品安全、②環境保全、③労働安全、
④人権保護、⑤農場経営管理の全ての項目に取り組むことをいいます。

GAPって??



GAP実施のイメージ



農薬の保管は適切かな？
事故を防ぐにはどうしたらいいかな？ etc

① 計画しよう！
農場の課題を洗い出し

④ 改善しよう！



不十分なところや
新しい気づきを
次の計画に反映

GAP実施の効果

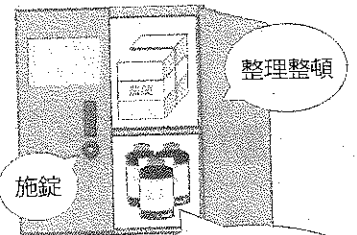
- ☑ 経営の改善
- ☑ 品質向上
- ☑ 従業員の自主性向上
- ☑ 資材の不良在庫の減少

などなど



② 実行しよう！
計画に基づき、いざ実践

農薬の保管庫に
カギを取り付け！



整理整頓

施錠

こぼれる可能性のある
液体は下に置く

③ 確認しよう！
計画どおりに
うまくいったかな？



Q&A

取組内容は自分で決めていいの？



はい。取組内容はご自身で決めていただきます。
農場経営を行う上での課題を見つけていただき、その改善を実行していく
ことで、持続可能な農業生産の実現をめざします。



決めたことが達成できたら終わり？



いいえ。設定した課題が達成できたら、次の課題に挑戦することが大切です。
GAPの取組にはみなさまが常日頃行ってきたものも多くあります。これに
とどまらず、改めてご自身の経営を見つめ直し、さらに新しく良い取組を
取り入れ、習慣付けることが持続可能な農業生産のために大切です。



支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

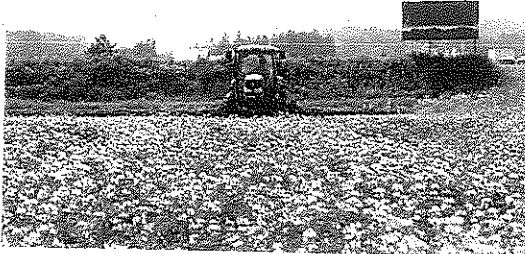
対象取組		交付単価 (国と地方の合計)
全国 共通 取組	カバークロープ（緑肥）の作付け （うち、ひえを使用する場合）	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用 ※1	4,400円/10a
	有機農業 （うち、そば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 ※2 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組		3,000円～ 8,000円/10a

- ※1 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。
- ※2 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。詳しくは都道府県、市町村にご確認ください。

地球温暖化防止に効果の高い取組

5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロープの作付けや堆肥を施用します。農地に還元されたカバークロープや堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

カバークロープの作付け



堆肥の施用



※ 堆肥のC/N比が10以上であること等の要件があります。

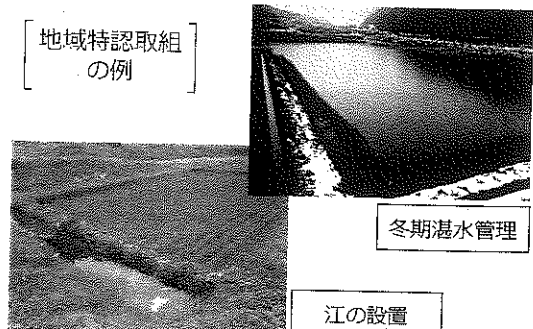
生物多様性保全に効果の高い取組

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。

有機農業



地域特認取組
の例



冬期湛水管理

江の設置

農業者団体等が行う申請手続の流れ

5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 [平成30年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動*の合計面積や推進活動の計画を記載し、市町村から計画の認定を受けてください。

27年度から29年度のいずれかの年度に事業計画の認定を受けている場合は、30年度に計画変更を行ってください。30年度から国際水準GAPの実施が要件となったので、取り組みの意思確認として、市町村に軽微な計画変更の届出が必要となります。

※ 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

交付申請書の提出【毎年度】[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

<対象活動、推進活動の実施>

カバークロープの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

<国際水準GAPの実施>

上記活動と併せて、国際水準GAPの取組を実施してください。

実施状況報告書等の提出 [平成31年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や国際水準GAPの実施内容、農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 30年度中（31年3月末日まで）に取組が終わる予定のものも提出してください。

実績報告書の提出 [市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

営農活動実績報告書の提出 [平成31年4月末日まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省 生産局 農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ (http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html) に掲載しています。

また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行うほ場が所在する市町村にご確認ください。



平成29年度高知県環境保全型農業直接支払交付金の実績

	取組件数 (単位:件)	取組 農業者数 (単位:人)	取組面積 (単位:ha)	支援対象取組別				作物区分別					交付金込額 【国+地方】 (単位:円)	うち1取組目	うち2取組目
				カーブトップ	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他			
高知県	42	328	228										15,895,340	15,307,520	587,820
1 高知市	3	22	52	-	-	1	51	51	1	119	6	32	64	7	
2 南国市	4	9	7	0	-	6	1	5	0	5	0	2	-	0	32,100
3 土佐市	1	13	6	-	-	-	6	-	-	-	-	6	-	-	16,000
4 須崎市	1	1	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	0
5 宿毛市	3	11	11	7	-	3	0	10	-	10	-	1	-	-	0
6 土佐清水市	2	2	13	13	-	-	-	8	-	8	-	-	-	5	0
7 四万十市	4	11	24	1	-	23	-	22	-	22	-	0	2	0	0
8 香南市	2	4	3	-	-	3	-	-	3	-	3	-	1	-	0
9 香美市	3	6	13	-	-	13	-	1	-	1	-	11	0	-	296,000
10 安田町	1	22	8	-	-	8	-	-	-	-	-	-	8	-	0
11 北川村	1	9	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-	0
12 馬路村	1	106	36	-	-	36	-	-	-	-	-	-	36	-	0
13 本山町	1	1	1	-	-	1	-	0	-	0	0	0	0	-	0
14 土佐町	1	3	2	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	0
15 梶原町	1	51	7	-	-	7	-	-	-	-	-	-	7	-	0
16 津野町	1	24	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	6	-	0
17 四万十町	11	30	35	1	12	14	8	19	3	19	3	11	-	2	243,720
18 黒潮町	1	3	1	-	-	1	-	1	-	1	-	0	-	-	0
(参考) 高知県 平成28年度	44	505	243	14	16	127	86	140	5	30	63	30	6	6	389,265
前年との差	▲ 2	▲ 177	▲ 15	8	▲ 4	1	▲ 20	▲ 21	2	2	1	2	1	1	▲ 2,712,040



10 第三者委員会による評価①（評価体制）

- 国及び都道府県は、実施要綱に基づき、交付金の取組状況の点検及び効果の評価を行う第三者委員会を設置。
- 国の第三者委員会は、都道府県の第三者委員会の評価結果を踏まえて、施策評価を行い制度に反映。

実施要綱

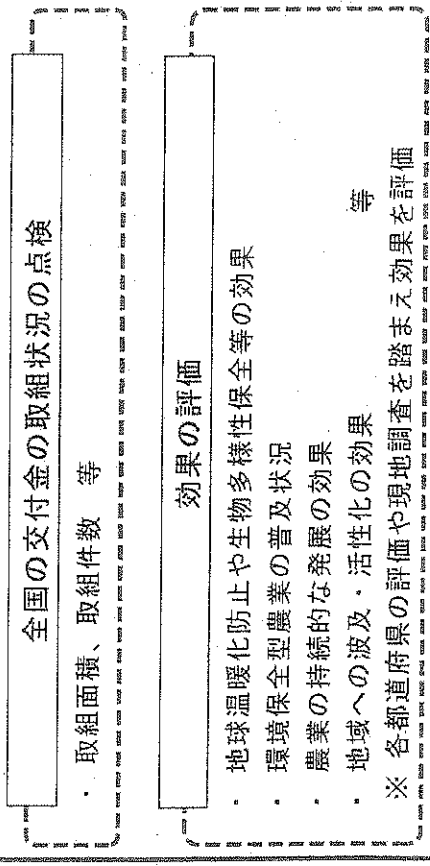
- 第3 実施期間
実施期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とする。
- 第5 実施体制
- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の取組状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
 - 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の取組状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

実施要領

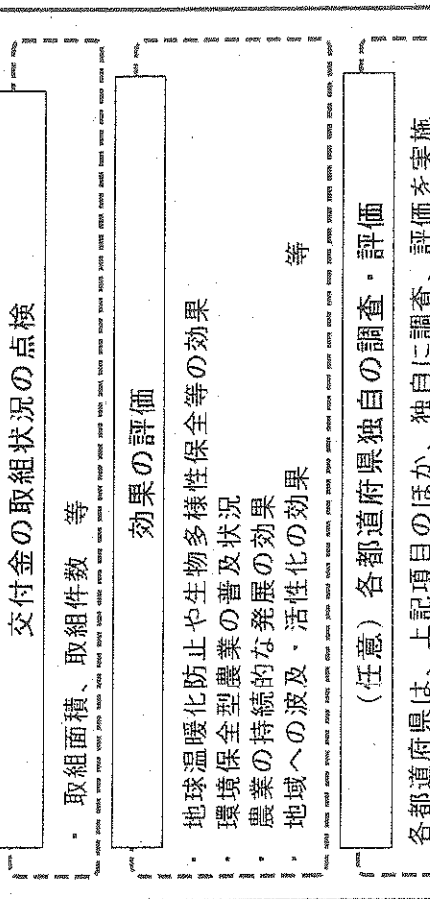
- 第14 第三者機関
要綱第5の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合であっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。
- 第15 事業の評価
- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
 - 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長等を経由して生産局長に報告することとする。
 - 3 生産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間中に制約の見直しを行う。ただし、必要があれば、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。

実施体制

国（第三者委員会）



都道府県（第三者委員会）



11 第三者委員会による評価②（評価の進め方）

- 環境保全型農業直接支払金の取組が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、制度に反映。
- 都道府県による中間年評価や最終評価を踏まえ、国は平成30年度に中間年評価、平成31年度に最終評価を実施。

